

平成30年3月定例会  
文教福祉常任委員会会議録

招 集 月 日	平成30年3月 5日 (月)
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 議 日 時	平成30年3月 5日 (月) 午前 8時57分
閉 会 日 時	平成30年3月 5日 (月) 午後 5時44分
委 員 長	川崎 葉子
副 委 員 長	芝寄 和好
委 員	加藤 久子      田中 克美      金澤 孝太郎 諏訪 三津枝      市ノ川 徳宏
欠 席 委 員	な し
議 長	
委 員 外 議 員	
傍 聴 者	な し

## 議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 2 3 号	鴻巣市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 2 4 号	鴻巣市こどもの医療費支給に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 2 5 号	鴻巣市立放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例	原案可決
第 2 6 号	公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について	原案可決
第 2 7 号	鴻巣市立つつみ学園設置及び管理条例の一部を改正する条例	原案可決
第 2 8 号	鴻巣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第 2 9 号	鴻巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案可決
第 3 0 号	鴻巣市国民健康保険条例の一部を改正する条例	原案可決
第 3 1 号	鴻巣市国民健康保険支払準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 3 2 号	鴻巣市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 3 3 号	鴻巣市介護保険条例の一部を改正する条例	原案可決
第 3 4 号	鴻巣市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第 3 5 号	鴻巣市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第 3 6 号	鴻巣市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第 3 7 号	鴻巣市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第 4 5 号	平成 2 9 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 7 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 4 6 号	平成 2 9 年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	原案可決
第 4 9 号	平成 2 9 年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
第 5 0 号	平成 3 0 年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 5 1 号	平成 3 0 年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計予算	原案可決
第 5 3 号	平成 3 0 年度鴻巣市介護保険特別会計予算	原案可決
第 5 6 号	平成 3 0 年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決

委員会執行部出席者

(福祉こども部)

福祉こども部長	吉田 隆一
福祉こども部副部長	春山 一雄
福祉こども部副部長	永野 和美
福祉課長	川畷 利徳
福祉課副参事	新井 隆司
こども未来課長	岩間 則夫
こども未来課副参事	伊藤 和代
保育課長	佐々木晴美

(健康づくり部)

健康づくり部長	根岸 孝行
健康づくり部副部長	高木 啓一
健康づくり課長	清水 恵子
国民年金課長	関根 則男
長寿いきがい課長	福島 光一
健康づくり部参事	
兼スポーツ健康課長	細野 兼弘

(教育総務部)

教育総務部長	田中 潔
教育総務部副部長	
兼生涯学習課長	大澤 昌弘
教育総務課長	岡田 和弘
生涯学習課副参事	大澤 美智代

(学校教育部)

学校教育部長	服部 幸司
学校教育部副部長	
兼学務課長	野本 昌宏
学務課副参事	上岡 勝
学校支援課長	池澤 道弘
教育支援センター所長	神田 英昭
中学校給食センター所長	森田 慎三

吹上支所副支所長	新井 巳代子
川里支所副支所長	大島 幸子

書記 篠原 亮  
藤平 美由紀

(開議 午前8時57分)

(委員長) ただいまより本日の会議を開きます。

初めに、健康づくり課長より発言の申し出がありますので。

(健康づくり課長) それでは、引き続きよろしくお願いたします。  
先週金曜日の委員会の中で、一般会計予算での債務負担行為の説明を落としてしまいました。大変申しわけありませんでした。

(説明省略)

(委員長) それでは、議案第50号 平成30年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分について、既に執行部の説明は終わっております。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(田中) 一応ページに沿って質問をさせていただきます。

まず初めに、147ページお願いします。中段の報酬の地域福祉計画策定事業の中の地域福祉計画審議会委員報酬というのがあるのですが、この地域福祉計画審議会委員というのはどのような基準で決まっているのかということと、どのような人がなっているのかということをお聞きいたします。

(福祉課長) おはようございます。地域福祉計画の委員についてですが、まず地域関係者という形で委員のほうは12名の組織となります。そのうちに公募にかかわる方、それと地域福祉に携わる方、また学識経験を有する方というふうなメンバーとなっております。  
以上です。

(田中) その選任された人の比率についてお伺いします。

(ちょっと済みません、休憩の声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時01分)

◇  
(開議 午前9時02分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(福祉課長) まず、地域福祉に携わる方が7名、それと学識経験を有す

る方が1名、公募による方が4名ということをお知らせしております。

(田中) 次に、下から五、六段目のひとり親家庭医療費支給費についてお伺いいたします。

これのひとり親の親と子どもの関係という、聞き方はちょっと悪いのかもわからないですけれども、対象の人はどのような人かということなのですけれども、医療費、普通一般の人でも年齢によって今度、来年度からは18歳までの入院の無料化ということになっていると思うのですが、こちらの今のひとり親家庭の医療費給付のほうにはどのような基準を設けているのかということをご質問いたします。

(こども未来課長) ひとり親家庭等の医療費の支給につきましては、子どもですと18歳年度末までということになります。親につきましては、その親ということになります。また、両親ともいない、例えば養育者の方であっても対象ということにはなっております。

以上です。

(田中) 今の18歳というのは、ひとり親の場合は例の入院だけとかという枠はないのですか、あるのですか。

(こども未来課長) ひとり親医療に関しましては、入院、通院両方になります。

以上です。

(田中) 今のところなのですけれども、たしかお父さんでもいいということでもいいのですよね。

(こども未来課長) おっしゃるとおりでございます。

以上です。

(田中) では、次にページ変わりました159ページの下の方なのですが、重度要介護高齢者寝具乾燥等委託料というのがあるのですが、これは布団乾燥をよく保育園とかでやっている、ああいうのを要介護高齢者に対してやる事業の委託ということでしょうか。

(長寿いきがい課長) おはようございます。寝具乾燥に関しましては、要介護4、5のねたきりの方を対象といたしまして、乾燥または丸洗い消毒をやっていただくということになります。

以上です。

（田中）これは回数とか枚数とかという基準はどのようになっているのでしょうか。

（長寿いきがい課長）寝具乾燥は、1年間を単位とすると10回、10カ月分、毎月1回です。丸洗いが年に2回というのが対象になります。

以上です。

（田中）その2つ下、一番下なのですが、今度重度要介護高齢者等訪問理美容サービスの扶助なのですが、これは金額見ると55万ということだから、業者に対してもどの程度の扶助かがわからないのですが、では内容、どのような扶助なのか。

（長寿いきがい課長）訪問理美容は、理容師または美容師さんがご自宅に行き髪のカット等をしていただくものですけれども、1回につき4,000円の補助が出ます。これは理美容費用だけではなく、交通費等も含めた委託費ということで、事業者さんがそのおうちに行き行った場合に、市のほうに請求を上げるという形になります。

以上です。

（田中）本人の負担というのはどの程度なのでしょうか。

（長寿いきがい課長）ご本人の負担はございません。

以上です。

（田中）では、次に163ページをお願いします。

下から七、八行目の国保年金課のところの後期高齢者健康診査事業というのがあるのですが、後期高齢者健康診査と普通の特定健診の診査との違いというのはあると思うのですが、その内容についてお聞きします。

（国保年金課長）後期高齢者の健康診査につきましては、基本的には国民健康保険で位置づけられている特定健康診査、これに準じた形で行っております。ただし、自己負担という意味では国民健康保険は頂戴しておりますが、後期高齢者の方については自己負担なしということで実施させていただいているところです。

以上です。

(田中) 次に、165ページの一番下のほう、長寿いきがい課の高齢者福祉センター管理運営事業なのですが、高齢者福祉センターの白雲荘、ひまわり荘、コスモスの家の利用状況等について、どこが多いとか大体数字が出ていていると思うのですが、その辺をちょっとお聞きいたします。

(長寿いきがい課長) 平成28年度の実績になりますけれども、白雲荘が4万3,399人、コスモスの家が2万7,832人、ひまわり荘が1万8,571人で、やはり白雲荘が一番利用が多い形になります。

以上です。

(田中) 白雲荘については、私の推測というか、今までちょっと聞いた話ですが、北本の人も隣接の利用というのがあると思うのですが、そういう利用料が多分少し違うと思うのですが、鴻巣の人も荒川荘でしたか、吉見か何かの。というのを利用しているのですが、その辺の協定等があるかと思うのですが、その協定等で公平、不公平というのがあるかどうかというのもちょうと聞いておきたい部分なのですが、鴻巣は公民館とかほかのところとは割と安い料金でやっているとかという推測のもとに、今のセンターのほうはどのように推移しているのかということなのですが。

(長寿いきがい課長) 他市の施設のほうの利用状況というのはちょっと私のほうでは把握していないのですが、公平ということであれば、北本、桶川の方との協定で同じ60歳以上の方に関しては無料になりますので、近隣の協定を結んでいるところでは全部同じ公平であると考えております。

以上です。

(田中) 時間等もあると思うので、広く浅くちょっと質問したいと思えます。

171ページの上段のほうのこども医療費の支給事業というのがあるのですが、今見込みというか、今後の動きなのですが、30年度から18歳までの入院を無料にするということなのですが、高校生的にはちょっと様子を見て何年か後には全部無料になるのではないかなというように、これは臆測と期待なのですが、その辺についてはどのようにお考え

なのかお聞きします。

（こども未来課長）現時点では、当然今回の拡大部分につきましては、突然入院等の多額の費用負担というところでの拡大としております。したがって、今後国や県の制度等が進みまして、そういった中で、あるいは通院等もなる可能性はなきにしもあらずというふうには考えております。

以上です。

（田中）次に、175ページの上のほうなのですが、このとり出産祝金支給事業のところなのですが、第1子、第2子、第3子という、この予算での割合と実際の割合、子どもの数でいくと、今一人っ子が多い。少子高齢化で子どもの数が減っていると思うのですが、第1子、第2子、第3子、それ以降の割合というか、比率というか、その辺のが予算組んだのでしょうから統計で出ていると思うのですが、その辺についてちょっとお尋ねします。

（こども未来課長）ご質問の第1子、第2子、第3子以降はどの程度かというところでのご質問かと思いますが、平成30年度の予算に関しましては、新たに出生する子どもを850人というふうに見込んでおります。1人目、2人目合わせまして720人、3人目以降を130人というふうに見込んでおります。これは過去の出生数を参考といたしまして、第3子以降なのですが、ここ3年程度、その前からもそうなのですが、おおむね120人前後出生されているというような統計が出ております。したがって、ある程度ちょっと増を見込みまして、第3子以降は130人と見込んでおります。

以上です。

（田中）次に、189ページをお願いしたいのですが、ちょっと真ん中より下のあたり、ヘリオス会の病児保育の関係なのですが、これの実績というか、動きについて、流れ、人数の利用状況、それについてわかっている範囲でお願いします。

（保育課長）実績ということなのですが、27年度が202名のご利用です。28年度につきましては269名、29年度につきましては1月までなの



ですけれども、214名の利用をいただいております。

以上です。

（田中）次に、223ページの下の方、小児救急医療支援事業負担金の支払いの基準というのは、人口比とかそういうのがあると思うのですが、この辺はどのような基準で負担金を決めているのでしょうか。

（健康づくり課長）小児救急医療支援事業でよろしかったでしょうか。

（田中）はい。

（健康づくり課長）そちらにつきましては、上尾市から鴻巣市まで4市1町のほうで負担金を負担させていただいております。その人口割と、あと均等割で負担金の額を決めさせていただいております。

以上でございます。

（田中）次に、その下の方の年末年始の診療助成金、日曜、祝日診療助成金、これについてもちょっとどのような形になっているのか、これ19節。

（健康づくり課長）年末年始、日曜、祝日診療事業でございますが、こちらは年末年始6日間と、あと日曜、祝日、平成30年度につきましては66日間予定しております。そちらにつきましては、市内の医療機関で在宅当番として担当していただいている医療機関にお支払いする負担金でございます。

（田中）基準、要するに年末年始のほうが多分高いと思うのですが、こういった基準で料金を決めているかということ。

（健康づくり課長）年末年始におきましては、1回当たり14万9,000円の負担金をお支払いしております。日曜、祝日に関しましては7万9,500円ということで、それぞれ内科と外科、2つの医療機関にお願いしておりますので、それぞれお支払いすることになっております。

（田中）飛びまして227ページの補償補填及び賠償金、22節の真ん中辺のところなのですが、その年額約500万、497万7,000円というのが、これは昭和43年からずっと毎年この額を払い続けているのかということをお聞きしたいのですが。

（健康づくり課長）毎年支払いはさせていただいております。額につき

ましては、多少変動がございます。

以上でございます。

(田中)では、次に231ページなのですが、それは前からちょっと続いているのですが、自殺対策のところなのですが、231のほうの上のほうにあると思うのですが、メンタルチェックシステム委託料、利用実績とその活用について、まずお聞きいたします。

(健康づくり課長) こちらのメンタルチェックシステム保守委託料というのが、携帯電話やパソコンからいつでも気軽にチェックをしていただける心の体温計のことになります。利用実績といたしましては、平成28年度が2万2,974件、延べの利用アクセス数でございます。平成29年度におきましては、12月末現在でございますが、1万6,602件の利用状況になっております。

以上でございます。

(田中) 次のいのちと暮らしの総合相談会、80万円の予算で何回やられるのかということ、どこで相談会をやっているのかということの質問をいたします。

(健康づくり課長) 年間で3回予定しております。会場は市民活動センターを会場として行っております。

以上でございます。

(田中) 243ページお願いします。

健康まつり開催事業でやるということで、糖尿病簡易検査というのがちょっと説明の中であったと思うのですけれども、これの具体的な内容をお尋ねいたします。

(健康づくり課長) こちらの糖尿病簡易検査につきましては、指先からごく少量の血液をご自身で採取していただきます。そこからヘモグロビンA1cという糖尿病の目安になる値を出しまして、その中である一定の基準を超えた方に受診勧奨をさせていただいているような事業でございます。

(田中) 次に、245ページのこうのとりの助成金事業の不妊治療なのですが、不育症の検査なのですが、これで助成できる年齢、たしか43歳までとか

とあったのですが、その辺の基準というのはどのようにして決めたのでしょうか。

（健康づくり課長）こちらの不育症検査費の助成金につきましては、県の補助金10分の10を使っております。年齢43歳未満というのは県の基準になっておるわけですがけれども、妊娠しやすい年齢というのがございまして、そちらを勘案しての年齢ということで伺っております。

（田中）次に、303ページ、下のほう、下から四、五行目のこれスポーツ課でいいのですよね。既設公園遊具改修事業、いいのですよね。違うのでしたか。

（何事か声あり）

（田中）では、いいです、いいです。やりません。

では、309ページ、ちょっと時間がないのでまとめてやりますが、345は中学校パソコンなのですが、小学校のパソコン設置事業と中学校のパソコン設置事業がたしか両方載っていたと思うのですが、ちょっとページが小学校は見当たらないのですが、その基準というか……

（委員長）339ページ。

（田中）339、小中学校一緒にちょっとお聞きしたいのですが、どのような基準でこれ新しくかえるとか、その辺の設置のことをしていくのでしょうか。

（教育総務課長）パソコン設置事業につきましては、小学校、中学校それぞれ入れかえをするという形を考えておりますが、この部分につきましては、一応5年という一つの形でそれぞれパソコンのほう、当然機種の方も古くなってまいりますので、基本的には5年リースでの対応を考えております。

以上です。

（田中）中学校学校給食運営事業、349ページ、建てかえということで進められていると思うのですが、いろんな、今現在やっておるのに対して当然費用がかかってくる。そこに対して次を見据えた何か、この辺のものに対しては次つくるのだからいいやとか、ちょっと言い方が悪いのですがけれども、そういう何か特殊な考え方か方針というのはあるのでしょうか。

うか。次新しくつくりかえるに当たって、現時点での何か特徴というか、特殊な何か考え方はあるのでしょうか。

(中学校給食センター所長) それは建物とか設備的なものでということでしょうか。

(田中) はい。

(中学校給食センター所長) 今の施設古くなっていますので、ですのようになるべく今後長く使っていくために、施設が長もちするというか、ランニングコストのかからない施設、例えば場所的に太陽光パネルをつけるとか、そういうようなことでランニングコストを抑えたいなというふうには思っております。

以上です。

(田中) 最後、383ページの学校支援課のほうの質問なのですが、児童生徒健康安全管理事業で学校の嘱託医と学校の関係なのですが、173人で多分延べ人数かなと思っているのは、これ学校と嘱託医、歯科医も多分含まれると思うのですが、学校の人数によって決めているのだから、学校1校につき1人とかと、そういう決め方なのだから、その辺の基準について教えてください。

(学校支援課長) 児童生徒300名につき1名という基準で学校医を配置してございます。

以上でございます。

(田中) 以上で終わります。

(金澤) おはようございます。議案第50号の一般会計予算について何点か質問させてもらいます。

質問時間の制約もあるので、順番はいいのですよね、教育のほうから入ってしまってもいいですよ。

(委員長) はい。

(金澤) では、それで入らせていただきます。

まず、9ページに継続費が出ていますが、この中で10款教育費の中の吹上北側生涯学習施設建設事業、平成30年度は2億8,500、31年度が4億7,600と、合計で7億6,150万という数字が出ていますが、これは着

工が若干延期になったのかなという観点の中で、平成30年度には実施設計を完了するという説明がありましたけれども、これからの2年間のスケジュールについてお話をいただきたい。

(教育総務課長)今後のスケジュールということでございますけれども、設計変更を現在進めておるという状況で、5月の末日までを期日と考えております。その後におきまして、平成30年の9月に工事の着工のご承認をいただき、平成30年の10月から平成31年の12月、約15カ月間になりますが、建設工事を行わせていただきます。その後、年明けまして平成32年の1月から3月まで、この3カ月間につきまして備品等を購入し、オープン準備のほうを進めてまいります。32年の4月に開館予定というスケジュールでございます。

以上でございます。

(金澤)これ施設内容が複合施設という形になっていると思うのだけれども、先ほど説明で規模の縮小とありましたよね。今公共施設の総合管理計画で床の面積等の目標数値等も出ているのだけれども、それも関係した形での建物の規模の縮小というのかな、そういうのはなったのか、その辺だけ確認しておいてください。

(教育総務課長)今回面積の縮減という大きな理由といたしましては、平成29年3月に鴻巣市公共施設等総合管理計画が策定されたことが挙げられます。この計画におきまして、将来的に本市が所有いたします公共施設については、総延べ床面積18.6%の削減となっており、この計画策定に伴いまして、今後新たな新施設につきましてもその必要性、適切な規模、建設効果等の観点から市全体で再検討することとなりました。このようなことから、本事業の再開に当たりましては、将来的な財政負担の軽減のための施設の建設費の圧縮、そのための建設の規模の一定の削減はやむを得ないものであると市としての一定の方向が示されたものでございます。

以上でございます。

(金澤)次に、11ページの地方債について、ここに起債目的がずっと書いてあるのですが、この目的の中で文教福祉常任委員会の中で合併特例

債を活用するものはどれなのだからお示しだけしてください。どれが合併特例債を使うのか、文福の中で。では、まずどちら、福祉のほうでもいいよ。

（福祉課長）総合福祉センター改修事業のほうが該当になります。以上です。

（これだけの声あり）

（福祉課長）済みません、福祉子ども部では総合福祉センター改修事業になります。

（健康づくり課長）健康づくり部では、鴻巣保健センター改修事業が特例債の対象となっております。以上でございます。

（あと教育のほうの声あり）

（教育総務課長）教育総務部におきましては、下から3段目の吹上北側生涯学習施設建設事業でございます。以上です。

（金澤）今説明受けたのですけれども、学校給食センター整備事業とか、これは特例債は使わないのですか。とか小学校施設改修工事、中学校施設改修工事、この辺は特例債を使わないような形になるの。

（中学校給食センター所長）大変失礼しました。中学校給食センター整備事業も合併特例債該当事業になります。失礼いたしました。

（金澤）次に行きます。

321ページ、これの職員人件費の関係でちょっと質問させてもらいたいのですけれども、今全国的に教育現場の負担が増加しているというのが社会問題になっているという中で、教員の長時間労働の是正をこれから取り組みすべきだという話が今いろいろ国等でもうたわれている。そもそも学校には従来から勤務時間を管理するマインドというのが少ない職場だというようなニュアンスを私は持っているのだけれども、教育という聖域の中で、教職員の皆さん、お仕事についてはご苦労して大変な思いをされているというのは推察できるのです。その中で、時間管理云々のところで埼玉県とかさいたま市では、タイムカードを導入する方針を固

めているような関係もあるのだけれども、埼玉県内でも地域差は当然あると思うのだよね、県南とか県北とか。その中で、本市の場合、来年度以降、教職員の皆さんの長時間労働是正の取り組みというものをどのように考えているのか、また学校管理職へ教育局としてはどういう指導とか助言を今後行うのか、それだけ確認をさせてください。

（学校教育部副部長兼学務課長）ご質問の時間管理につきましては、今年度7月から9月にかけて各学校のほうでICカードによる出退勤の管理のほうを始めておりまして、今そちらのほうは各学校とも対応しているという状況でございます。

また、今後の教職員の負担軽減ということですがけれども、本市では教職員負担軽減検討委員会というものを設けまして、今年度2回議論のほうを行ったのですがけれども、その中で各校で負担軽減に取り組んでいる取り組みについてこちらで吸い上げまして、負担軽減のハンドブックというものを今作成をして、年度内に各学校のほうに情報提供するという段取りで進んでおります。また、今年度は夏季休業中の学校閉庁ということも3日間行ったのですがけれども、そちらのほうにつきましても今後3日でいいのか、もう少し拡大する必要があるのかというようなところを検討しているところでございます。

以上でございます。

（金澤）こういう教育現場の負担がふえているということで、時間短縮云々で実際学校の先生の認識というか、もうある程度定時になったら早く帰ろうとか、そういうイメージというのは湧いてきているのですか、学校の中で。

（学校教育部副部長兼学務課長）県のほうでは給与日にノー残業デーというふうな形というのでしょうか、設けておりまして、月21日前後に早く帰ろうというような取り組みのほうを行っております。また、学校の実態に応じまして、各学校の校長先生に工夫していただきまして、できるだけ計画的に年休をとって帰ろうであるとか、そういった取り組みをしております、大分意識のほうは変わってきたかなというふうに思っております。

以上です。

（金澤）次に、327ページの新規事業ですか、これコミュニティ・スクール推進事業というのがありました。これは金額的には39万という形なのですが、説明だと、従来の学校評議員制度にかわる制度の設置だということで、地域総がかりで子どもたちを育てる体制を整備するのだという形であるのですが、我々がわからないところは、従来の学校評議員制度と中身がどういうふうに変ったのか、また構成メンバーとかその辺について教えていただきたいのですが。

（学校教育部副部長兼学務課長）お答えいたします。

従来の学校評議員制度というのは、あくまでも評議員個々が校長の求めに応じて意見を述べるということで、そこで何かまとまって決定するというようなことはございませんでした。学校運営協議会、コミュニティ・スクールに関しましては、運営協議委員の皆様が意見を述べていただいて、審議し、決定をしていくというような形になります。基本的には校長の出した方針について議論をし、それについて承認をしていくというようなことが大きく変わるところになります。構成メンバー的には、実際は今想定していますのは学校評議員の構成メンバーと大きく変わりはないかなというふうに思っていますけれども、その部分が大きく変わるところだというふうに認識しております。

以上です。

（金澤）今の説明だと、従来の学校評議員制度のメンバーとそんなに変わらない中でのというお話なのだけれども、今回かなりこれ地域の皆さんが自分たちの考えの意見を述べて、それを承認するという形になってくる。そうすると、校長先生というのは非常に地域的に難しいというふうになると思うのだけれども、その辺は大丈夫なのですか。校長先生の権限というのが地域の意見にかなり左右されてしまうというふうな感じになるかなと思うのだけれども。

（学校教育部副部長兼学務課長）まず、委員のほうの任命というところなのですけれども、こちらにつきましては教育委員会が任命をするという形になります。対象学校の校長から委員の任命に関する意見の申し出



があった場合につきましては、意見のほうを聴取するということから、校長のほうからこの委員さんをとということがあれば、こちらのほうも意見を聴取しながら教育委員会のほうで任命をしていくという形になります。

それから、委員さんのご心配されている協議会の運営に著しい支障を来すようなこと、意見がそうしてまとまらないというようなことがあった場合に関してですけれども、極力は議論のほうを尽くしていくということが一つですけれども、なかなか協議会の運営に対して著しい支障が起こるような場合につきましては、委員の方に関しては解任できるというようなことを定めておりますので、そういった形で状況を見ながら対応していきたいなというふうに思っております。

以上です。

（金澤）わかりました。

次に、同じく327ページの一番下ですか、外国語教育推進事業について5,170万8,000円の予算がついておりますが、今回は平成32年度からの小学校での教育化の全面実施を見据えた形でALTを3名増員するというようなお話でございますが、今後各小学校へのALT等の配置計画というのはどういう感じになっているのかお聞かせ願いたい。

（学校支援課長）ALTの配置につきましては、この後担当と業者のほうで詰めまして、3月の校長会議にはお示しをしたいというふうには考えてございます。ALTの配置、小学校におきましては、曜日ごとに各校に派遣をしております。当然大きい学校には配置、派遣をされる日数がふえてまいります。29年度で申し上げますと、1人のALTが2校から3校を担当しているというような状況でございます。

以上でございます。

（金澤）今派遣会社等の調整もあると言っているのですが、民間派遣会社というのは委託契約をしているのだからけれども、1人当たりの委託料というのはわかるの、無理ですか。無理だったらいいです。

（学校支援課長）正確な数字はちょっと出てまいりませんが、おおよそ年間で300万円ぐらいだったかなというふうに認識をしております。

以上でございます。

(金澤)今後平成32年の小学校の全面的な英語教育の実施ということで、ALTを導入した形で授業を進めていくというのはわかるのですが、現在の学校の先生方自身の英語教育に対する取り組みというのはどういうものを行うのか教えていただきたいのですが。

(学校支援課長)今年度より中学校区におきまして外国語活動あるいは教科型の外国語の授業研究会に既に取り組んでございます。来年度も中学校区の授業研究会は実施してまいりたいと。そこには指導者も入りまして、3、4年生の外国語活動あるいは5、6年生の教科型の外国語、これをどのようにやっていくのかというのを研究いたしまして、32年度からの全面実施に向かってまいりたいと、このように考えてございます。以上でございます。

(金澤)次に、331ページをお願いしたいのです。331ページの放課後子ども教室推進事業1,538万9,000円ありますが、それと放課後児童クラブについてちょっと関連でお聞かせ願いたいのです。

私もここ勉強不足で申しわけないのですが、放課後の子どもの安全、安心な居場所づくりというのをつくるために子ども教室または児童クラブという、目的は多分同じだと思うのだよね。と思うのだけれども、子ども教室と児童クラブの内容がまず違っているものがあるのか、そこだけお聞かせ願いたいのですが。

(教育支援センター所長)放課後子ども教室につきましては、対象年齢を小学校に通う児童ということでしてございます。なおかつ、地域でスタッフを募集しまして、その中でそういった授業が何がしかできる、例えば伝統的な授業とか、または教員を退職されて教科について指導ができる、そういった先生をスタッフとして取り入れて、放課後に教室を行っております。

以上でございます。

(金澤)放課後児童クラブも先週からいろいろ議論させてもらったのだけれども、公の施設を設置して運営したり、民間の運営ないしは設置等を進めていくわけなのだけれども、子どもの安全、安心の居場所づくり

云々を考えた場合には、何となく同じような方向性があるのかなというふうに思えてくるのだけれども、これは将来的には統合事業として関連してやっていくのだとか、そういう方向性というのは持っていけないものなのか。これ教育とあれだから、福祉だから違うからだめなのか、その辺だけちょっと聞きたい。

（教育支援センター所長）現在国におきましては、放課後子ども教室と放課後児童クラブを一体的に事業できないかということで議論をしているところでございます。今後多分その辺の方針が出されまして、教育委員会としましてもその方針に基づいて進めていきたいと考えております。

以上でございます。

（金澤）同じような形で考えていくことになる、少子化の中で既存の小学校の空き部屋とかそういうのが当然利活用できるような形になってくるかなというふうに思うのです。そうすると、児童クラブの設置云々というのも将来的に考えざるを得ないのかなというような形なので、ぜひその辺のことについては鴻巣市として方向性というものをある程度出していくべきだとは思うのだね、公共施設の管理計画もあるのだから。その辺はどういうふうな考えをお持ちなのか、そこだけ聞かせてください。難しいかな。

（教育支援センター所長）こちらの放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体化につきましては、まだ国のほうでも議論が始まったばかりでございますので、そちらのほうの進捗を注視しながら、教育委員会としてもできる限りの先行した体制がとれるような形で考えていきたいと思っております。

以上でございます。

（金澤）345ページの一番下ですか、学校支援課の部活動推進事業についてお聞かせを願いたいのですが、部活動推進事業ということで270万9,000円の予算がついています。そのうち部活動推進交付金が120万円ついているのですが、この中学校の部活動は生徒みずから進んで活動して、自主性を尊重するというふうに私なんかは理解しているのだけれども、

交付金の支給というのは各中学校でどのような支給を行っているのか、まずそこからお聞かせ願いたいだけでも。

（学校支援課長）各部活動がどのように使われているかということでございますか。

（金澤）はい。

（学校支援課長）これは各学校によってさまざまですが、部活動で必要な、例えばボールですとか道具等を購入しているというふうに認識をしております。当然、部活動の数も違うので、学校によってそれぞれその分配等もさまざまであるようでございますが、どちらにしても部活動で必要なボール等の購入を行っているというふうに考えております。

（金澤）わかりました。

そうすると、これは当初各学校からどういうのが欲しいとかと要望云々を受けるのでしょうか、それで分配するのでしょうか。そうではないの。

（学校支援課長）最初に部活動につきましては、各学校に分配金のほうをお配りをしてございます。何を買ったかということについては後ほど報告を受けているというふうに認識をしておりますが、最初にこれを買いたいというようなものを出してもらってという形ではございません。以上でございます。

（金澤）そうすると、これ各中学校、均等割で支給するのですか。人数とかそういうのは関係なく、生徒数と。

（学校支援課長）各部活動の数には関係なく均等でございます。以上でございます。

（金澤）当然部活動を行うに当たってのいろんな道具等が不足するというような形でやるのだろうけれども、これ中学校で均等で分けるというのはどうかなという感じはしますけれども、部活動の活動にあっても、例えばこの中学校はバレー部があるけれども、西中にはないとか、そういういろいろ部活動もあるではないですか。それなのに均等で分けてしまっているのか、その辺はどう思うのですか。私なんか消耗品なのだから、当然費用負担ある程度見てやらないとかわいそうかなと思うのです

けれども。

(学校支援課長) 部活動の推進協議会という形で中学校の校長先生方とも意見交換をしておりますので、またそういったことに関しましては、中学校の校長先生方のご意見を聞きながら対応してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

(金澤) それはよろしくお願ひしたいと思ひます。

部活動の中で体育系の活動が当然あると思うのだけれども、今、専門的に指導員等がいらっしゃる部活もあると思うのだけれども、現状はどういう状況になっているのか、まず聞かせてください。

(済みません、暫時休憩お願ひしますの声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9 時 5 7 分)



(開議 午前 9 時 5 8 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(学校支援課長) 外部指導者でございますが、現在48名、各中学校の運動部活動に派遣をしております。

以上でございます。

(金澤) そうしますと、外部指導員が48名いらっしゃるということで、この指導者のご協力によりまして、先生方の部活動での負担軽減というのは図られているのか、まずその辺どう思ひますか。

(学校支援課長) 当然、外部の指導者が部活動の指導に入っているということで、顧問の負担に関しましては軽減されているというふうに認識をしております。

以上でございます。

(金澤) それと、特に体育系の部活動云々だと、今、新聞等でも国の方向性が、例えば平日だと何時間、3時間とか決められてしまっている。また、土日だと、どちらかは1日休まなくてはならないよとかというよ

うな方向性が見えてきているのです。実際体育系で活動している生徒にとっては、やっぱり練習時間が減ってしまうとか、いろんな問題も起きているような形なのだけれども、外部指導員さんとの協議とか方向性とか、そういう今後の指導的な動きというのは何か具体的なものが出てきているのかどうか。

（学校支援課長）現段階で土曜、日曜日の部活動につきましては、原則として隔週の土曜日、日曜日はいずれかを休みとするということで各学校にはお願いをしております。ただし、原則としてですが、大会の1カ月前はこの限りではないということで各中学校にお願いしている状況でございます。

以上です。

（金澤）時間のほうもあれなので、最後に359ページの指定文化財管理事業と文化財の調査事業、あと保護啓発事業、文化財系列がここに記載されておりますが、この辺についてちょっとお聞かせ願いたいのですけれども、指定文化財保護管理事業が159万1,000円、文化財調査事業が306万6,000円という形であるのですが、まずこの辺の内容について、文化財というのは保護整理を計画的に行うべきだと私は思っているのだけれども、今年度は何の保護整理をしよう、来年度は何かをやろうと、計画的な事業計画というか、それと予算要求をしているのかお聞かせ願いたいと思います。

（教育総務部副部長兼生涯学習課長）まず、指定文化財の保護管理事業でございますが、これにつきましては毎年4月に各指定文化財の所有者あるいは管理者に対して状況調査を実施しております。それに基づいて、文化財の保存状況ですとかそういったものを確認しまして、その状況によっては修理の場合の補助事業がございますので、そちらを活用したりとかということで対応していくようなことをしております。

それと、次の調査事業ですけれども、これは基本的に埋蔵文化財の発掘調査の関係が主でございますが、開発行為に伴う発掘調査が発生した場合の関係の調査費用ということになります。

最後の保護啓発事業でございますが、これに関しましては指定文化財の

解説用の案内板を設置してございますが、これがやはり経年劣化によって大分傷みがあるものもございますので、それを計画的に取りかえ等を行っております。今年度につきましては、鴻神社の指定文化財に関して看板を取りかえる予定でございます。それとあわせまして、来年度に観光戦略課が作りました鴻巣御殿の模型が生涯学習課のほうに移管されますので、そのメンテナンス費用を一応今回計上させていただいております。

以上でございます。

(金澤)では、最後に1点だけ、収蔵費の維持管理事業が47万8,000円入っているわけなのです。現在の収蔵室で鴻巣市の古文書とかいろいろな重要文化財があると思うのだけれども、これが全部収容できているのかどうか。収容の保管状況、これがよくほかの市に行くと文化財の保護施設で結構立派なものもあるのだけれども、そういう面と比較して、本市の場合はどういうふうになっているのかお聞かせ願いたい。

(教育総務部副部長兼生涯学習課長) この収蔵室は、基本的には埋蔵文化財の発掘、要するに出土品、これを管理しております。それとあわせまして、2階のほうに……済みません、ちょっと休憩をお願いします。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時04分)



(開議 午前10時04分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(教育総務部副部長兼生涯学習課長) 2階に塚本コレクションを収蔵してございます。ほかの古文書に関しましては、川里の教育支援センターの中の収蔵庫のほうに一応保管をしてございます。あとクレアの歴史展示コーナーに埴輪を展示してございますけれども、こちらにつきましては国の重要文化財ということになりますので、かなり保管には気を使っているところでございます。

以上です。

(金澤) 保管施設というのか、これが鴻巣市の場合、ほかの市等に比べ

て標準以下ではないかなと私は思うのです。今お話の中でも保管場所も転々としている、それでまた収納の内容についても一定の基準がない。重要文化財というのは、何とか同じ湿度で同じ温度で、ある程度耐用性があるところに置かなくてはいけないとかというのが決められてあるのだけれども、鴻巣市の場合、どっちかという、あそこの施設があいているから、あそこに置いておこうよとかというようなニュアンスのものがちょっと昔から見受けられるのだけれども、重要文化財というのも将来的には鴻巣市の非常に重要なものなので、やっぱりその辺も大切にしなければならぬということなのですが、保管施設等も今後保管、維持をどのように考えているか、最後お伺いします。

(教育総務部副部長兼生涯学習課長) まず、クレアの歴史展示コーナーにつきましては、本来国の重要文化財を保管、展示する施設としては余り正直言って好ましい状況ではない現状がございます。といたしても、市のほうで総合施設の管理計画等もございますけれども、なかなか新たな施設を建設してそちらに移すことも難しい状況でございますので、現時点では今ある施設を活用して、それをうまく利用しながら保管していくしかありませんので、こういったことを今後とも詰めていきたいというふうに考えております。

以上です。

(金澤) 終わります。

ただ、委員長、もしお時間があれば、ぜひまた後で質問させてもらおうと。以上です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時06分)



(開議 午前10時26分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

健康づくり課長より発言の申し出がありましたので、許可いたします。

(健康づくり課長) 先ほど田中委員から不育症の年齢につきまして、43歳という根拠につきましての答弁をさせていただいたのですけれども、



訂正をさせていただきたいと思います。

まず、前段といたしまして、お子さんを希望されてもなかなか妊娠されない場合は、不妊検査を受けていただいてから不妊治療をしていただくようになります。その不妊治療の助成というのが43歳というふうになっているのですけれども、それに伴いまして不妊症の検査は43歳までというふうになっております。不育症の場合は妊娠はされますので、その後の妊婦さんの妊娠の継続が非常に難しいということになります。したがって、不妊検査と不妊治療との混乱を招かないようにということで43歳というふうにさせていただいております。大変申しわけありませんでした。

そして、補助金なのですけれども、県のほうからは10分の10ということで2万円を上限額としていただくことになっているのですが、市のほうではさらに5,000円を上乗せいたしまして2万5,000円を助成金として交付する予定でおります。

それと、あともう一点なのですが、暮らしとこころの相談会の会場、市民活動センターと申し上げましたが、それは今年度の会場でありまして、30年度は鴻巣の保健センターを予定しております。

大変申しわけありませんでした。以上でございます。

（諏訪）では、行います。

まず、147ページの上から3段目なのですが、生活困窮者自立支援事業です。こちら今生活困窮のお宅のお子さんが退職者の先生などによって勉強を見てもらうという、そういうことだと思っておりますけれども、学習支援の事業かと思われるのですが、今対象者が広がって週2回、吹上の学習センターと中央公民館で行われているかと思うのですが、今利用されている方の人数をまずお聞きしたいのと、それから利用者数のここ2年、3年ぐらいの推移をお聞かせいただきます。

（福祉課長）学習支援事業につきましては、今吹上と鴻巣のところでは週1回ずつ、会場は違いますが、週2回になっております。実人数ですけれども、1月の報告になるのですが、中学生が52名、高校生が2名の54名となっております。また、今年度よりひとり親家庭のほうの中1から

中3と広がりましたので、この人数になっておりますが、それで28年度については中学生が20人、高校生が4人の計24人が通っております。以上です。

(諏訪) そうしますと、利用されている方がかなりふえています。2倍ぐらいになりますよね。

(はいの声あり)

(諏訪) そして、前年度の予算と比べてみますと、いわゆる実際に運営をされているところへの委託料が変化がないのですけれども、それとともに交通費の支給額が前年度はこちらのほうは12万円だったものが、今回ことしの予算では2万円に減額されています。この理由をお聞かせいただけますか。

(福祉課長) 先ほどのひとり親世帯の子どもたちがふえているのですが、そちらの方たちについては、親御さんが車で送り迎えをしているという形ですので、交通費のほうが減ってきているという状況です。

以上です。

(諏訪) もう一つの予算額が変化しないのはなぜでしょうか、委託料の変化がないのは。

(福祉課長) 29年度からは子ども未来課のほうの事業と一緒にになりましたので、福祉課のほうとしては少なくなっていますが、足すと今までと同じになると思います。

以上です。

(諏訪) そうしましたら153ページです。難病患者の手当支給なのですけれども、これは本会議場でも質問がありましたから人数的には把握できたのですけれども、今までの予算額と去年の予算額とほぼ変わらず、ですが、難病の指定数というのはふえています。300から330で、人数も576人から626人にふえておりますけれども、この予算額が変わらない理由というのは、下がっていますよね。前年度840万が今回800万ということなのですが、下がった理由をお聞かせください。

(福祉課副参事) お答えいたします。

人数は先ほど委員さんがおっしゃったとおり、28年度から29年度にかけ

ては29年度680を予定を見込んでおります。

予算額の変化がないということですが、このうち受給者数はふえておりますが、その実績値に基づきますと、半年の更新になるのですが、中には更新をしてこなかったというような方がいらっしゃると思いますので、実績としては例年どおりということになりまして、予算額はこのようになっております。

以上です。

（諏訪）更新をしなかった理由については、何か把握されていますでしょうか。

（福祉課副参事）明確な理由というのはこちらのほうも把握はしていないのですけれども、よく窓口にいらっしゃるお客さんに聞きますと、忘れてしまったですとか、そういった理由等があるとお聞きしております。

以上です。

（諏訪）153ページの福祉タクシー券なのですが、こちらのほう、私、本会議場でもデマンドタクシーへの併用ができるかどうか質問をさせていただいたのですけれども、今福祉タクシー券が12枚交付されています。近隣市では24枚が多いのですけれども、この枚数をふやす予定は考えられませんでしょうか。デマンドタクシーとの併用も考え合わせて、実際に交付をされても利用されている方が7割ぐらいだということはお聞きしておりますけれども、デマンドタクシーとの併用が可能になれば、もっと利用率が上がるのではないかなということもありまして、枚数をふやすことはいかがでしょうか。

（福祉こども部長）こちらにつきましては、確かにデマンドタクシーの実証については注意深く、こちら福祉こども部としても見守っていきたいと考えております。ですが、現時点におきましては、福祉タクシー券につきましてはふやすことは考えておりません。

以上です。

（諏訪）そうしましたら、次は161ページの下の方の敬老祝金の支給事業と敬老会の開催事業なのですが、敬老祝金が段階を追って、い

よいよ皆さん5,000円ということで、100歳の方が5万円ということなのですけれども、非常に楽しみにしていた敬老祝金が以前は1万円いただけたものが5,000円に、半分になってしまうという、そういうことでがっかりしている声が結構聞こえてきているのですけれども、敬老祝金をやはりもとに戻す予定があるのかないのかと、それから敬老会の開催事業なのですが、これは各自治会が主体的に行っているものなのですが、要するに高齢者が非常に該当する方がたくさんふえまして、私の住んでいるところでも午前と午後に分けないとできないかなという、そういったことも聞かれてきているのですけれども、そういった中で敬老会の開催事業に関して、今も1人2,000円の補助ということでよろしいのですよね。このところをもう少し運営がしやすいようにふやす予定はないのか確認をしたいと思います。

（長寿いきがい課長）まず、敬老祝金のほうなのでございますけれども、段階的に縮小したところがございますので、これをまたもとへ戻すということは今考えておりません。

それから、敬老会のほうでございますけれども、確かに各町内会、自治会から非常に開催が困難とか大変というお話は聞いております。ただ、ではどうでしょうか、自主的な話として、もう敬老会はという話をする、いや、皆さん方、大変だけれども、自分たちは続けていきたいというご返事が非常に多うございます。ですので、市といたしましては、皆さん方がやっていただける、地域でお年寄りをお祝いしていただけるという事業が進んでいるということですので、このままちょっと進めさせていただければと思います。

以上です。

（諏訪）敬老会のほうなのですけれども、例えば2部制にしたりすると、その分だけ会場費の都合だとか、そういったことで費用がかさむかなというふうに思うのですけれども、そういったところへの補助は考えてはいらっしゃらないでしょうか。

（長寿いきがい課長）集会所等で開催していただく場合には、2回、3回やっても大丈夫だと考えておりますけれども、それを市の公共施設で

行う場合には、施設の使用料ということで補助をしておりますので、そこで対応させていただければと思います。

以上です。

（諏訪）次は、169ページの一番下なのですが、子育てフェスティバルです。こちらのほうは前年度より委託料が下がっておりますが、その下げた理由なのですが、お聞かせください。

（こども未来課長）こちらにつきましては、今年度もそうだったのですが、実は入って正面のイベントの手前にあるステージなのですが、その辺をちょっと縮小させていただきまして、可動式といいますか、持ち運びができるようなステージにしております。そんな関係で大きなステージが不要ということになりましたので、その分が減ということになっております。

以上です。

（諏訪）同じところで子育てフェスティバル、私もここ何回かボランティアで参加させていただいているのですが、昼食用のお弁当がずっと同じところのお弁当なのです。これはもちろん参加する団体が注文をさせていただいて、もちろん実費をお支払いをさせていただいているのですけれども、同じところのお弁当です。これは何か理由がありますか。

（こども未来課長）特に理由というものはございませんが、ただイベント会場のすぐ近くのところで、すぐ持ってきていただけたところというところでの判断で、職員みずからお金を出して自費で購入しているというのが現状でございます。

以上です。

（諏訪）このお弁当がいわゆる議員さんの経営しているといえますか、代表となっているお店だと思えますが、そういったところで、実際に私のボランティア活動を一緒にしている方からの声ですけれども、裏を見て、あれっというふうにおっしゃるのです。職員さんの中では、全然実費で払っているものだからいいというお考えかと思えますけれども、一般の参加されている方々、どんなお弁当が来るのかわかりませんので、実際に受け取って見たら、「あれっ、去年と同じ議員さんのお宅のお弁

当じゃないですか」ということを言われておりまして、これってちょっと利益誘導のように受け取られるのではないかなという危惧を感じておりますけれども、その辺はいかがでしょうか。

(こども未来課長) そのようなことはございませんで、職員がそれぞれ手弁当なり、お弁当を買って食べるわけですので、そういった中で職員だけではなくて、参加していただいている団体の方も昼食等を食べるということになりますので、よければ一緒に頼みますよと言うお声がけをさせていただいて、希望があれば一緒に注文をしているような状況でございますので、決して委員さんがおっしゃるようなことはございません。以上です。

(諏訪) 同じく171ページです。こどもの医療費の支給事業ですけれども、こちらのほうが18歳までの入院の子どもたち全員が入院費に関しては新たに無料になるということなのですが、いわゆる入院をする病院というのは鴻巣市内ですと限られています。やはり小児科のあるような、小児科の入院ができるような近隣の市の病院に行くこともあるかと思うのですけれども、そのときにいわゆる市内ではない病院で入院をされたときは実際に窓口で支払いが生じます。ですので、ぜひ現物支給の取り組みをお願いしたいところなのですが、その辺のお考えをお聞かせください。

(こども未来課長) 現在は現物支給のほうは考えておりません。以上です。

(諏訪) 次は、189ページ、先ほど、中間の病児保育事業なのですが、現在ヘリオス会の病院の中での病児保育が行われています。非常に利用がふえているなと思います。ただ、登録をしていない方にはもちろん使えないわけですが、今後、今ヘリオス会の病院ですと、例えば旧鴻巣の市内の方からは遠かったり、吹上からは遠かったりするのですけれども、今後拡大をする予定はございますでしょうか、ほかの病院で。

(保育課長) 現在病児保育のほうの登録をしている登録者数というのは722名登録しているのですけれども、利用状況から見まして、今のところ拡大する予定はございません。

以上です。

（諏訪）現在722名の登録があって、なお利用者数がそれほどふえていないかなという気はするのです。それはなぜかはお調べになりましたでしょうか。

（保育課長）登録している方の中で、利用しない理由というのはちょっと調べてはいないのですけれども、実際に申し込みをして利用ができなかったという人はいませので、今のところ考えておりませ。

以上です。

（諏訪）もし私が子育て中で保育園に預けられない病気のときには、きっと病児保育を使いたいなと思ったりしても、結構ここハードルが高いなという気はするのです。それで、例えば立地条件としては遠いなと、熱のある子をいつもより遠いところまで連れていかなければならぬ、そういったことで利用しないかなというふうにも思うのですけれども、その立地条件の面からいかがですかというようなアンケートとか、登録をされた方々への利用しないのは何か。元気で保育園に通っているのだったら全然問題はないのですが、病気になったときにどうされていますかというようなアンケートといひませか、そういったものをとる予定はないでしょうか。

（保育課長）実際に利用状況等のこともありますので、アンケートは実施する予定でおります。

以上です。

（諏訪）アンケートの実施時期と内容はまだお決まりではないですか。

（保育課長）一応今年度中に実施する予定ではいるのですけれども、内容についてはまだ決まっておりませ。

以上です。

（諏訪）では、その内容としましては、使いづらいものなのかどうかということも含めた内容にしていただきたいのと、あとは実際使ってみてどうだったのかというようなことも含めて、よりよい病児保育の事業となるようなアンケートにしていただきたいと思ひませが、いかがでしょうか。

（保育課長）内容については、そういったものを含めて検討していき

いと思います。

以上です。

（諏訪）そうしましたら、次は327ページ、一番上の段の入学準備金及び奨学資金貸付事業でございます。こちらは400万円の予算がとられておりますけれども、今まで何人ぐらいの方がこの事業を利用されたのか、まずお聞きします。

（学校教育部副部長兼学務課長）利用実績ということかと思えますけれども、29年度直近の利用実績でいいますと、入学準備金のほうにつきましては大学のほうが1名、高校のほうが1名、計2名となっております。奨学金の貸し付けの状況ですけれども、29年度の実績でいいますと、大学のほうが6名というような状況になっています。

以上になります。

（諏訪）今子どもの貧困、非常に大きな問題になっておりまして、実際に大学に入るときに奨学金制度を借りようとする、いわゆる学生ローンに近いような利率の高いものだったりするのですけれども、当市における融資というのは利息と、あとは返済期間というのはどのぐらいになっていますでしょうか。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時50分）



（開議 午前10時50分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（学校教育部副部長兼学務課長）入学準備金につきましては、高等学校につきましては30カ月の均等額で分割という形になります。大学につきましては42カ月で分割というような形になりまして、利息等につきましてはとっていないというような状況でございます。

以上です。

（諏訪）では、同じページのコミュニティ・スクール推進事業でございます。先ほど金澤委員も質問されて、よくわかりました。そして、この予算の大綱のところに書かれておりますとおり、従来の学校評議員制度



にかわるもの、モデル校として市内の2校で実施すると書かれているのですが、まずそのモデル校となる学校がどこなのかということと、なぜその学校なのかということをお聞かせください。

(学校教育部副部長兼学務課長) モデル校につきましては、委員ご指摘のとおり2校ということで、今課内で検討しているところでございます。学校規模のバランスですとか校長のこの制度に対する理解ですとか、地域と学校の連携状況を見ながら、現在検討しておるところでございます。以上になります。

(諏訪) どういったところをモデルと考えていらっしゃいますでしょうか。

(学校教育部副部長兼学務課長) 先ほど申し上げましたとおり、現在の特に地域との連携状況の部分で比較的連携がスムーズにいつているようなところということをまずは考えていきたいと思えます。また、校長のほうのこちらの制度に対する理解ですとか取り組みの姿勢というところも重きを置いて考えていきたいなというふうに考えております。以上です。

(諏訪) 連携がスムーズなところ、ちょっと抽象的で非常にわかりづらいのですが、実はこの29年度は学校の適正配置の問題が大きかったです。今後の適正配置の考え方としては、地域の保護者やこれから学校に上がる子どもたちの保護者の意見を聞いてというようなことになってきたかと思うのですが、学校評議員も今まで学校長とそういった適正配置に関するもので説明をされたりするケースがございました。実際には私も何度か質問をして、とにかく地域住民の意見を聞くための説明会をしてくださいというようなことを質問の中に取り入れておりましたけれども、いわゆる学校評議員と中での意見交換で終わっていたケースがたくさんございました。今後適正配置にかかわることもこういったコミュニティ・スクール推進事業の中で扱っていくのか、確認をしたいと思えます。

(学校教育部副部長兼学務課長) まず、コミュニティ・スクールのほうで大きく取り扱っていくと考えておりますのは、校長の年間の学校教育

の方針に関しまして承認をいただくというようなことがまず第一でございます。

先ほど委員ご指摘のとおり適正配置とのかかわりですけれども、適正配置につきましましては昨年8月の鴻巣市立小・中学校適正配置等審議会の答申に基づきまして、小中連続となるような検討を含めまして、将来を見据えた通学区域の見直しというようなことに取り組んでいく必要があるなというふうには認識はしております。

学校運営協議会につきましましては、先ほど来繰り返しお話をさせていただいておりますけれども、地域と学校が目標とかビジョンを共有して、総がかりで子どもを育む体制をつくっていくというふうに考えておりますので、また適正配置とそちらの学校運営協議会のほうの課題はちょっと別のものかなというふうには認識をしております。

以上です。

（諏訪）昨年度もそうだったのですが、学校評議員さんの役割というのは校長先生と地域の方々との子どもたちを育てる上でのいろんな交流だと思っているのですけれども、実際には適正配置の問題を学校評議員を集めていただいた中でお話をされたということがありましたので、非常に危惧をしているところです。コミュニティ・スクールに関しては、学校の年間行事や何かを決めていくだけのものだけだとすることをただいまご答弁いただいたのですけれども、それだけなのかなという非常に懸念をしているところなのですが、この取り決めをどんなふうに、あえて学校評議員からコミュニティ・スクールという名称に変える理由というのかな、そういうのがちょっとわかりづらいのですけれども。

（学校教育部副部長兼学務課長）名称を変えるというよりか、先ほど来ご質問にお答えしているところなのですけれども、合議で決定をするところが今回運営協議会についてはかなり大きいウエートを占めているかなというふうに考えております。

また、学校運営全般について意見を述べるができるということを今準備を進めております規則のほうではうたっておりますので、意見につきましては、学校運営全般について出てくるかなというふうには思っ

おります。

以上です。

（諏訪）では、最後に、349ページの中学校給食センター整備事業です。今回建てかえるに当たって、第2体育館の跡地にとということで地質調査を行うのだという予算になっているかと思うのですけれども、いわゆる学校給食というのは食の安全がまず第一に考えられなければいけないと思っているのです。地質調査というのはどんなものを調査するのか、いわゆる何かいろいろあるかと思うのですが、豊洲の問題もありましたので、要するに食の安全を考えての地質調査ということかと思うのですが、項目などもし決まっているようでしたらお願いいたします。

（中学校給食センター所長）地質調査というのは、どちらかというと、そういう有害物質ということではなくて、そこに建物を建てて大丈夫かどうかということの地盤調査になります。

以上です。

（諏訪）私は、食の安全からすると、確かに建物にとってその地質がどうなのかという調査だということが今わかったのですけれども、要するに食の安全から考えたら、やっぱり有害物質があるかないかとか、そういうことも含めて、第2体育館というのは大分古くから体育館として使っていた施設だったと思うのですけれども、そういったことを含めての地質の調査というのは行えるかどうかを確認したいと思います。

（中学校給食センター所長）もともとあの土地は馬室中学校の跡地です。その後に馬室中学校が廃止になって第2体育館、あと給食センターができたのですが、そういう経緯からすると、有害物質が含まれている可能性は非常に低いのかなというふうに認識はしているものですから、今のところはちょっと必要がないのかなというふうに思っています。

以上です。

（諏訪）そうしましたら、例えば全部を調査することはしなくてもいいかなとは思っているのですが、テスト的に一部の土を引いて科学的な有害物質のものを調査するということはできないでしょうか。

（中学校給食センター所長）そういう有害物質については調査するかど

うか、検討はしてみたいと思います。

以上です。

（市ノ川）それでは、145ページなのですが、中段に民生児童委員活動支援事業というのと社会福祉協議会運営補助事業とありますけれども、おのおの補助金といたしますか、交付金が2,862万円と5,200万円が交付されるわけですけれども、この交付されたお金の使い道というのですか、それは交付された側が決めることなんでしょうか、まずそれを。

（福祉課長）まず、民生児童委員の活動支援事業については、民生委員さんの活動事業となりますので、民生委員さんが定員が202名になっております。その中で運営をしていただくための補助金となっております。また、その下の社会福祉協議会の運営補助事業につきましては、社会福祉協議会の職員の人件費の助成ということになっております。

以上です。

（市ノ川）わかりました。

それでは、153ページの中段、先ほど諏訪さんも伺っていましたが、福祉タクシーの件なのですが、事業委託料で300万円、自動車燃料費助成委託料1,200万円とありますけれども、この額の根拠というものは何かはっきりしたものはあるのでしょうか。

（福祉課副参事）こちらの根拠でございますが、福祉タクシーに申しあげましては初乗り料金プラス消費税8%、それから自動車燃料費につきましては利用券1枚につきまして700円の助成ということが根拠となっております。

以上です。

（市ノ川）それで、続きまして、225ページをお願いします。ここに鴻巣市医師会補助事業ですとか歯科医師会補助事業、北足立歯科医師会補助事業等、いろいろ補助金が出ておりますが、これはどういう目的で医師会なり歯科医師会なりに補助をしているのでしょうか、ちょっと教えてもらいたいと思います。

（健康づくり課長）市では、乳児健診ということで4カ月児のお子さんから3歳児までのお子さんの健診を行っておりますし、あとは成人にな

りますと、がん検診を集団検診で行う中で、先生に立ち会っていただく場面もございます。そういった市の事業への協力ということで、その日程調整ですとか、そういったところで主に会の補助のほうをさせていただいている次第でございます。

（市ノ川）では、これは医師会のほうからこれだけ補助してくれというものではないのですね。

（健康づくり課長）毎年請求でいただいているものではございません。

（市ノ川）実は、私の友人のお医者さんとか歯医者さんで、鴻巣地区歯科医師会補助事業で26万8,000円とありますけれども、変な話、26万円ぐらいのお金もらって役所にがたがた言われるのは嫌だから、要らないという先生もいるのですけれども、その辺はどうお考えでしょうか。

（健康づくり課長）先生方には診療の忙しい中を市の健診等に来ていただいておりますので、市としてはこのような形で継続をしていくのがよいのかなというふうに今考えております。

以上です。

（市ノ川）その下の障害者等歯科診療運營業務委託事業なのですが、たしかこれは登録していないと診察は受けられないと思うのですが、現在登録されている人数と利用されている方の延べ人数がわかりましたらお願いします。

（健康づくり課長）登録している方の人数ですが、平成28年度、一昨年末の人数になりますが、49人ということで伺っております。利用人数なのですけれども、平成28年度が延べで336名の方にご利用いただいております。平成29年度につきましては、1月末現在で269名の方にご利用いただいているような状況でございます。

以上です。

（市ノ川）ここに委託料として1,700万円の数字がありますけれども、この1,700万円という根拠は何かございますでしょうか。

（健康づくり課長）主に歯科医師、また歯科衛生士、また受付、あと場合によっては麻酔の先生もいらっしゃいます。そういった方々への人件費というふうにさせていただいております。

(市ノ川) では、これは増減というお考えはありませんか、委託料の。

(健康づくり課長) これは新たな契約のときにというところでございますか。それにつきましては、また平成30年度末で契約が切れることになっておりますので、30年度かけてちょっと検討をさせていただきたいというふうに考えております。

(市ノ川) それでは、359ページの先ほど金澤さんも質問されましたが、文化財保護啓発事業ですとか郷土芸能振興事業ですとか収蔵室維持管理事業なのですが、個人的なことを言わせてもらいますと、クレアに置いてある埴輪とか、もうちょっと市民の皆さんの目に届くような場所、日の当たる場所に移動できないかと考えているのですが、いかがでしょうか。

(教育総務部副部長兼生涯学習課長) クレアの埴輪は、重要文化財の埴輪が70点ほど保存展示をしてございますけれども、これにつきましては文化庁の要するに重要文化財を展示する場合の基準がございまして、実際クレアのような施設は100%、ではその基準を満たしているかというところ、そういう状況ではないのです。今の状況ですと、例えばガラス面というところで、ガラスを要するに破壊して盗まれるおそれもあるというところで非常に懸念されているところで、本来ならばきちんとした博物館施設の中に展示するというのがよろしいのですけれども、なかなか市にはそういう施設はございませんので、文化庁とも調整をしながら、より安全面に考慮しながら、現状の施設を活用しているというところでございますので、今あそこからほかの場所にとというのは非常に難しいというふうに思います。

以上です。

(市ノ川) それでは、先ほどもありましたけれども、収蔵室もあちこちばらばらではなくて、例えば新しい箱物をつくれとは言いませんけれども、第二庁舎なり耐震化してああいうところにまとめるとかという考えはどうでしょう。

(教育総務部副部長兼生涯学習課長) 確かに今収蔵施設が今あたごの収蔵庫、それに先ほど申しあげましたけれども、埋蔵文化財出土品とあと

塚本コレクションが保管してございます。それと、あと川里の教育支援センターの中の収蔵庫の中には古文書類を中心として保存してございます。それと、あとクレアというところで3カ所、そのほかに実はまた大芦小学校等にも民具等が収蔵してあるのですけれども、そういった分散というところで管理する側からしても非常に管理しづらい、難しいという面はありますけれども、なかなかただいま市ノ川委員おっしゃいました第二庁舎を使ったらどうかというご提案ですけれども、これにつきましてもあそこはやっぱり耐震的にも問題が多分あると思いますし、そこをもし仮に改修するとなると、かなりの高額な恐らく改修費用がかかるというところで、たびたび出ていますけれども、総合施設等管理計画の関係でもちょっと難しいということで、我々としても本当に厳しいのですけれども、現状の状況をうまく活用していくとしか、今のところちょっと答えがないような状況でございます。

以上です。

（加藤）では、順を追って質問させていただきます。

159ページのところでございますけれども、先ほどの一番下の扶助費の中で理美容サービス扶助というふうなことで、先ほどの質問の中で詳細あったのですが、本人負担はゼロというふうな答弁でしたよね、答えでしたよね。これというのは、ねたきりの重度障がい者の方ということですが、こういった申請のもとにこれが利用できるのか聞かせてください。

（長寿いきがい課長）訪問理美容でございますけれども、利用者のほうから申請がありますと、年4枚分の券を出しております。その方が利用される理美容、床屋さんとか美容師さんの一覧をお渡ししてありますので、そこに連絡をとって、来ていただくという形になります。

補足させていただきたいのですが、先ほど田中委員さんのほうからも自己負担はないのですよねという話でしたので、基本的な自己負担はないというふうにお答えはしたのですけれども、4,000円で補助金を出しておりますので、これ以上超えて、もし何か理美容さんにお問い合わせをしたりする、その超えた部分に関しては自己負担が出てくるというふうにお答えを訂正させていただきたいと思っております。

以上です。

（加藤）これは自宅でねたきりの方という限定なのですか。例えばよく施設などにも理美容さんがそういうので行って、そういうことをやっていただけるというふうな話も聞いているのですけれども、それは全く、例えば美容師協会とかそういうところからのボランティアでの活動になってくるのでしょうか。

（長寿いきがい課長）特養等での理美容に関しては、詳細はちょっとつかんではないのですけれども、ボランティアまたは状況によっては自費で来ていただいて、カットをしているという話は聞いております。あくまでも訪問理美容はご自宅でのサービスというふうにご理解いただければと思います。

以上です。

（加藤）では、次に行きます。

161ページの中ほどのところの扶助費の外出支援サービスなのですけれども、外出支援サービス400万円なのですが、どういった方が対象になっているのかをお聞かせください。

（長寿いきがい課長）在宅の方で65歳以上の方なのですけれども、常時車椅子または寝たきりの状態で公共交通機関を利用することができない方のタクシー代というか、寝たきりの方の場合は寝たきりの状態で運べる福祉タクシーがあるのですが、それを利用した場合の補助ということになりまして、1カ月180分を限度に費用をこちらで補助しているということになります。

以上です。

（加藤）こういう方には福祉タクシー券というのも支給される。1年間に24枚、タクシー券は支給されるけれども、やっぱり普通のタクシーではもちろん利用できないわけで、そういった方に対しての福祉タクシーもねたきりの方だと、なかなかタクシーに乗れませんよね。そういうストレッチャー的なもののタクシーでちゃんと移送していただけるのか何かちょっとわからないのですけれども、その辺福祉タクシー券と移送外出支援というのはどんなふうになっているのか。



(福祉課副参事) 障がいのほうで支給されている福祉タクシーの概要なのですけれども、障がいのある方、身体障がいの方、療育の方、精神の方、3障がいの方に全て支給はされておりますけれども、基本的にはご自分で乗りおりできるというような方がタクシーを乗り場に行くなり呼ぶなりして利用するのが福祉タクシーですが、外出支援でお体が寝たきりですとか、重度の障がいを持つ障がい者、また高齢者につきましては、介護のサービスといいますと、介護タクシーですとか、あとは障がい福祉のほうでいきますと移動支援事業というのがありますので、そっちの事業所の車を使いまして、ヘルパーさん同行のもと、そういったところに移動するといったような事業となります。

以上です。

(加藤) 市に外出用の車を貸してくれるというのがありますよね。それというのは、例えば家族が運転をしてその車を借りて外出をするとかというのがありますよね。それとはまた違うのですよね。運転手さんつきでヘルパーさんをつけて、どこか外出をしなければならないという、そういう状況の中で使うという、そういう内容になるのでしょうか。

(福祉課副参事) そのとおりになります。

以上です。

(加藤) 次の169ページの中段よりちょっと下のところで青少年子育てふれあい体験事業、これは中学3年生に対して赤ちゃんに触れるというふうな内容かと思うのですけれども、体験するという事で今後いろんなことで勉強になるということで、こういう事業をやっているのでしょうか。

(こども未来課長) こちらにつきましては、先ほどご質問の中に中学3年生とありましたが、中学生を対象としておりますので、学校によっても違うのですが、中学1年生から3年生、どの学年でもやっているという状況でございます。

また、実際の赤ちゃんに触れ合えるのかということですが、ボランティアのお子さん、親子を募りまして、赤ちゃんを連れていきまして、実際

に触れ合うというような体験をさせていただいておるところです。  
以上です。

（加藤）次に行きます。

175ページのこうのとりに出産祝金、来年度から新事業として始まるわけですがけれども、これ先ほどからも質問も出ています。第1子、第2子には2万円、第3子に関しては5万円の商品券というふうなことで支給されるわけですがけれども、商品券なのですが、商店街の活性化のそういうことでのお祝いを上げる、また商店街のほうの活性化ということで商品券を使うということになっているかと思うのですが、この商品券なのですが、これは期限がない商品券が支給されるのでしょうか。

（こども未来課長）こちらにつきましては、鴻巣市商工会が発行するお買い物券というものを支給する予定になっております。その有効期限ですけれども、6カ月間ということになっております。  
以上です。

（加藤）私も支え合い事業、それも現物支給から商品券に変わった中で、半年間の有効の商品券というか、お買い物券はすごく不便なのですよねというのは、まして赤ちゃんが生まれてそんなに、本会議でしたか、例えばおむつとかそういうこととは言いますけれども、では例えば3人目が生まれて、第1子、第2子いて3人目だから、買うものがそれはあるかもしれませんが、半年間の間に5万円を消化するというのは結構大変な動きの中でしなければいけないと思うのです。私もそっちで商品券でもらって、あっと思って見たらもう期限切れて使えなくなっていたという実際があるのですが、商工会で出しているお買い物券ということで半年というふうなことかもしれないのですが、せっかく上げるにして、やっぱりお産した後というのはお母さんもそんなに小さい子を連れて出歩けるわけではないので、何かこの方法というのはないのでしょうか。商品券でもいいのですけれども、こうのとりに出産祝金の商品券は商工会のほうでそういうものがもうちょっと延長できるとかと、そういう話というのはないのでしょうか。

（こども未来課長）こちらにつきましては、期限のほうは変更すること

がちよっと不可能な状況でございます。

ただ、第3子に関しましては5万円というところではございますけれども、使用期限が半年ということで、月に直しますと約8,300円程度になるかと思えます。こうした中で、当然おむつですとかそういったものはこれよりも多少はかかっているのかなという気もいたします。そういったものにご活用いただきまして、お買い物券の利用を工夫をしていただければというふうに考えております。

以上です。

（加藤）この件に関して、来年度出産されてお買い物券をいただいた方のどういったものに使われたとか、そういったものをぜひ来年の後、実際にいただいた方のそういう調査をする必要があるかなというふうに思いますので、せっかく上げるものを有効に活用したほうがいいと思いますので、そういう調査をしていただきたいというふうに思うのですが、その辺どのように、実際半年というふうなことに全然違和感もなく決めたのかどうか。もし、ああ、これはちょっと半年というのは厳しいなと思いながら決めた中で、もししたのだとすると、支給された方のその後の調査をする考えがあるかをちょっとここで1点だけこのことに関してお聞きしたいと思えます。

（こども未来課長）来年度以降の利用の状況ですとか、何に使ったのですかとか、今後アンケートなり、そういったものも検討する必要があるかなというふうには考えております。

以上です。

（加藤）次、185ページの中段、下から3分の1ぐらいのところの委託料の中での民間児童クラブ運営委託料なのですが、これ詳しいことはいろいろと聞いていますので、その中のことでふくろうの森が30年からスタートするわけですが、ふくろうの森さんには1,400万の委託料というふうなことで説明があったかと思うのです。委託料というのは、ほかのところの民間のところは、民設民営のところには保育料も含めた中で一切合財の委託料になるわけです。ふくろうの森さんは保育料とかも自分のところで保育料を決めたりとか、そういうふうなことで運営する

というふうになっているかと思うのですが、1,400万円の委託する内容は  
どういった内容になるのでしょうか。

（保育課長）委託料の内容といたしましては、放課後児童健全育成事業  
の基準をもとに算出をしております。児童の人数だとか開所日数、そう  
いったものの基準から算定をしております。

以上です。

（加藤）人数とかその日数、そういうことからというのですが、ほかの  
ところは保育料も含めた中での委託料になっているわけです。例えばふ  
くろうの森さんなんかは8月にいただく保育料のほかに今ちょっと数字  
忘れてしまったので、わからないのですけれども、1万だか2万、別途  
そういう保育料をもらうというふうなパンフレットになっていたかと思  
うのですけれども、そういうふうに保護者の方から実際お金をいただく  
ようになるわけですけれども、そういうことも関係なく人数とそういう  
日数的な、そういうことの中での委託料を計算されるということなので  
すか。

（保育課長）保育料というのは、ふくろうの森さんのほうは自主的に決  
めておりますので、そちらで徴収していただいて、そのほかに放課後児  
童健全育成事業の事業にのっとったものに関して委託料としてお支払い  
する形になっております。

以上です。

（加藤）では、ちょっと飛びますけれども、321ページの中段のちょっと  
下のところの通学区域審議会の運営事業の中で審議会委員の報酬という  
ことで6万7,000円という報酬ですから、少額ではありますが、来  
年度に向けてこの審議会を開く予定があるのかどうかをお聞かせくださ  
い。

（学校教育部副部長兼学務課長）こちらにつきましては、教育委員会か  
らの諮問を受けて開催するというふうになっておりますので、現在のと  
ころは具体的な予定のほうはない状況でございます。

以上です。

（加藤）では、項目設定というふうなことで、報酬ですから開こうが開

くまいが、一応報酬というふうなことで支払うということになるのですか。

(学校教育部副部長兼学務課長) こちらは開催した場合にはお支払いするというふうに認識しております。

(加藤)北新宿の区画整理もなかなか完成までには至りませんが、そうはいっても人口増になってきてはいるかと思うのです。そういう中で、吹上小学校の人数ですか、各学年の人数の増も微々たる人数もふえているかと思うのですが、そういうことで今開く予定はないということなのですが、今後あそこが約5,000人規模の住宅がふえるというふうなことの計算になるわけですけれども、そういうことで今からやっぱり学校区域の見直しをしていかないと、本当に完成したときに子どもたちがふえた中で、吹上小学校がどうそれが受け答えができるような状況になるかということは、想像してもちょっと無理な話があるかと思うのですけれども、今までそういう話ということは一向にまだまだ考えるつもりはないということの理解でよろしいのですか。

(学校教育部副部長兼学務課長) 適正審議会のほうでは小中の接続を見据えた学区の見直しということはお出されておりますけれども、具体的にこちらのほうで案を取りまとめている段階でもございません。まだそのところの議論のほうを課内でしていく必要があるというふうに認識しておりますので、審議会を開催するまでには至っていないかなというふうに考えております。

以上です。

(加藤)では、327ページ、先ほどから何回か出ていますけれども、コミュニティ・スクールの推進事業に関してちょっとお聞きします。

これは評議員にかわるというふうなことで、モデル校を2校指定して30年度からやっていくということですが、先ほどの答弁の中でも、ではどういう学校を指定するのかというふうな中で、連携がうまくいっているところとか、校長の理解のある学校というふうな、まだ今はそれで検討しているということなのですから、連携がうまくいっているというのはどことどことの連携がうまくいっているというふうなことを

申されているのかをちょっとまず1点お聞きしたいと思います。

（学校教育部副部長兼学務課長）学校にさまざま今ご協力を地域の方、また保護者の方いただいているところかと思えますけれども、そういったご協力のほうをいただいて、具体的に学校の教育活動に地域の方の力をいただいているところであるとか、また保護者のほうの協力のほうをいただいているところというふうに考えております。

以上です。

（加藤）それで、今までの評議員会の中では、そこでただはっきり言えば、学校側のいろんなことを示されたことをそこで、ただそうですかというふうに聞いていた。ところが、今度コミュニティ・スクールの場合には、そこに意見も言えるし、決定権もあるというふうな内容だというふうになっていますよね、言われていますよね、先ほどから。学校の校長先生のほうから出した内容を決定していくという具体的なものというのは、その学校によって、2校を指定するわけから、どういうことで校長先生が何を出してくるかということを経済委員会から指導するわけではないので、今現在のところはそうでないかもしれないのですけれども、コミュニティ・スクールのある資料を見ますと、これはいずれは一貫校を目指すような、そういう目的の中でコミュニティ・スクールが始まるというふうな資料をちょっと見させていただいたのですが、やがてはそこにたどり着くがためのコミュニティ・スクールの始まりなのか、その辺を思う中でコミュニティ・スクールのモデルとして学校を指定していくのかをお聞かせください。

（学校教育部副部長兼学務課長）まず、現在先ほど申し上げました基本的な校長の方針の承認等の中身ですけれども、例えば教育目標、それから学校経営の方針に関することであるとか、学校経営の計画や教育課程の編成に関すること等々を示して承認をいただくという形になります。こちらの内容につきましては、今策定を進めております運営協議会規則のほうで具体的に示す予定でございます。

また、後半の小中一貫校とのかかわりはということでもございましたけれども、こちらについては今のところ、特に先ほど申しましたように適正

配置と学校運営協議会の課題については別の課題というふうに考えておりますので、特段小中一貫校を目指してここから始めるというようなことではございません。

以上です。

（加藤） それでは、構成メンバーとしたら、今までの評議員さんの方たちとほとんど変わらないというふうな話もあったかと思うのです。今まで構成メンバーを私も地域のところ、ほかの方はどういう方がというのはわからないのですけれども、自分の地域の学校を見ますと、あっ、こういう方が評議員としてやっておられるのだなというふうに思うのですが、本当に学校の校長先生の方針をというふうなことの内容が提案されて、それを決定していくということだということなのですけれども、例えば老人会の代表さんとか民生委員さんとか、PTA会長さんとかというのは直接学校に関係あるからいいのですけれども、そういう何かの役職的なところの方をお願いするというふうなことで、本当に学校の方針自体がわかるのかなというふうにちょっと心配なのです。これはやっぱり校長先生が、最終的には教育委員会で決定していくのですか、この構成メンバーに関しては。今までは大体学校長さんがお願いして決めてきているのだと思うのですけれども、そういう本当にその人が決定権がましてあるというふうな内容が変わるときに、今までの評議員さんのメンバーで大丈夫なのか、すごく私としては心配の内容なのですけれども、その辺は全然懸念するところはないのでしょうか。

（学校教育部副部長兼学務課長） 委員の任命につきましては、教育委員会のほうが任命するという形で今準備のほうを進めております。委員の具体的なものとしましては、対小学校に在籍する児童または生徒の保護者であるとか、通学区域内に住所を有する方、運営に資する活動を行う方ということで具体的に申し上げますと、今の評議員の方と余り具体的には変わりがないかなというふうには思っておりますけれども、校長のほうの方針につきましては、やはり今まで以上に丁寧に説明をしていく必要があるかなというふうに考えております。

また、学校運営協議会の目的としまして、方針を承認する中で、保護者

としてどういうふうな地域の子どもを育てていくのか、また地域の方としてこういうふうな子どもを育てていくというようなことを共通の目標設定をしていくということがありますので、そのあたりは学校のほうの現状、また保護者から見た子どもたちの現状、地域から見た子どもたちの現状、すり合わせをしていきながら決定していくということが必要になってくるかなというふうに考えております。

以上です。

（加藤）人選するというのは本当に難しいと思います。この人では、あの人ではだめだとか、この人がいいとかというふうなことではなくて、学校運営をしていくには、どこかの団体の代表でもいいのですけれども、やっぱり直接かかわっている人の中で、よく学校の内容がわかっている、そういう方の人選をしてほしいと思うのです。例えば学校に今学校応援団とかというのがあるわけですが、今私の地域でも学校応援団の中から代表で評議員に入っている方はいらっしゃらないのではないかなと思うのです。なので、やっぱりそういう本当に学校に直接関係した、そういうところの方をぜひとも選んでほしいというふうに思うのですけれども、その辺、まずは校長先生が人選はしていくのでしょうから、最終的には教育委員会で決定していくにしても、その辺来年は2校ですけれども、その後は他校にもそういうふうにしていくのでしょうから、ぜひ校長先生のほうにそういう話をしていただきたいと思っておりますけれども、教育委員会としては、していく考えがあるかどうか、今の件に関して。

（学校教育部副部長兼学務課長）任命につきましては、教育委員会が行うということではございますけれども、校長のほうから委員の任命に関する意見の申し出があった場合については、意見を聴取するという形になっております。校長とよく委員の人選に関しましてはすり合わせを行う中で、任命という形をとっていきたいと考えております。

以上です。

（加藤）では、次の331ページの放課後子ども教室なのですが、先ほど前任者が放課後児童クラブとそれを一体化してどうかというふうな話が出ていましたけれども、これはもともとやっている内容が全然違うわけで、



本当に非常にそういうふうになったときには無理がいくのではないかなと私は思っています。これは国の中でそういうふうは今考えているということなのですけれども、では例えば夏休みなんか、それを放課後児童クラブとどっちをどういうふうにかこうしていくというふうに国は考えているのかわからないのですけれども、そういう長期休みとか何かのときには放課後児童クラブというふうになって、子ども教室とどういうふうに一体化するのか私には全然見えないのです。これは各学校で放課後子ども教室もやっている内容も全部違うわけですから。放課後児童クラブというのは、とにかく働く方で子どもを保育する人がいないということで安全のために預ける。でも、放課後子ども教室は保険代か何かぐらい取られるのですけれども、無料で預かっているいろんな体験をしたりとか、中には勉強したりすることもあるのですけれども、そういうことをやっている中で、それが一体化できるなんて考えられないのですけれども、まずは教育委員会としても、それが国のほうから出てきたときに、それが一体化できるというふうに教育委員会としては受けとめられるのでしょうか。

（教育支援センター所長）先ほどもお答えさせていただきましたけれども、まだ国のほうの方針も議論中ですので、その辺ある程度目鼻がついた中で、市の教育委員会としても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

（加藤）今の話はちょっと平行線になるようなのですけれども、この中でコーディネーター謝礼、学習アドバイザー謝礼、指導員謝礼と、何か運営委員謝礼とみんな分かれていますのですが、コーディネーターはわかるのですけれども、学習アドバイザー、指導員謝礼とかというのは、これは何が、どこが相手の方が違う内容があるのか教えてください。

（教育支援センター所長）まず、コーディネーターの謝礼でございますが、こちらにつきましては、例えば各学校に実行委員会がございまして、そちらの運営に携わる、また学習に伴う全般的な準備等をする役目がコーディネーターでございます。そのほか、スタッフということで、謝礼

は例えばものづくりを指導したり、そういった方に支払う謝礼がスタッフへの謝礼ということで計上してございます。

(加藤) コーディネーターはわかるのですが、学習アドバイザー、指導員謝礼というのは何で別々に分かれてこういうふうに乗るのがちょっとわからないのです。なので、その辺をお聞きしたかったのですけれども。

(教育支援センター所長) こちらがなぜ分かれているかということにつきましては、県が出しております埼玉県放課後子ども教室推進事業補助金交付要綱のほうでこういった区別がされてございます。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 1 1 時 4 2 分)



(開議 午後 1 時 0 0 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

学校支援課長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

(学校支援課長) 午前中に田中委員さんと金澤委員さんからご質問をいただいた内容につきまして補足、訂正をさせていただきます。

初めに、田中委員さんから学校医の配置の基準についてご質問いただきました。私のほうで300名に1名の割合で基準としておりますというふうにお答え申し上げましたが、これは内科医の基準でございます。そのほかに学校歯科医につきましては300名から350名に1名を目安としてございます。また、眼科医、耳鼻科医、学校薬剤師、学校管理医につきましては、各校1名を配置してございます。

続きまして、金澤委員さんから部活動交付金についてご質問いただきました。何を購入するか、細かなことにつきましては求めていませんというふうに申し上げましたが、交付金でございますので、年度当初に交付申請書と事業計画書を提出していただいております。

ただ、この時点では、どの部で何が必要なのか、まだ細かなことがわかっておりませんので、概要について提出をしていただいている状況でございます。年度末には実績報告書と収支決算書を提出していただいております。

ります。おわびして補足、訂正をさせていただきます。

以上でございます。

(芝寄) 58ページの基金繰入金からお願いいたします。

6番のひなちゃん子育て応援基金繰入金についてなのですが、まずこれは今回改めてひなちゃんの子育て応援基金を使うという認識でよろしいのでしょうか、初めて。

(こども未来課長) こちらにつきましては、平成29年度、今年度におきましても前回9月のときだったですか、補正をとらせていただきまして、既に遊具ですとか図書を購入に充てているところでございます。

以上です。

(芝寄) これは一昨年だったと思うのですが、条例でつくったのが。そのとき、どのようなものを使うかというのをいろんな意見、質問をされた中で、まず一昨年のときには使途はまだ決まっていなくて、300万から400万たまった時点で、庁内検討会議に諮って使い道を考えるという返答をもらったわけなのですが、今回そういった検討はされたのでしょうか。

(こども未来課長) 庁内検討委員会のほうで協議をさせていただきました、充当先といたしまして、まず児童センターの遊具、図書、それから各保育所、土曜保育をしているところ、そこの午睡ベッドについての購入をさせていただいたところでは。

以上です。

(芝寄) その使い道と今ちょっと出たのですが、213ページとかに児童センターの使い道で財源として上がっているわけなのですが、25万、40万とか各施設で細かくなっているのですが、当初一昨年その話したときには、何かこういう使い道ではなくて、一つの何か事業にどんと使うようなニュアンスで言っていた記憶があるのですよ、私は。こういった各ところに細かく使うのではなくて、こういったものに使うからこれを使わせてくださいと。当時使途も使い道も基金もふるさと納税がかなり占めているのかなと思うのですが、たしか当時の部長は、納税者にもちゃんとどういうことに使ったか知らせる

ということを発言していたような記憶にあるのですけれども、今回これだけ細かく振り分けてしまって、どうやってそれを皆さんに公表するのでしょうか。

（こども未来課長）この使途につきましては、今後ホームページ等を活用させていただきまして、どういったものに使ったというものを公表してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

（芝寄）わかりました。

続きまして、145ページをお願いします。真ん中より下の避難行動要支援者事業のところですが、平成29年度末において避難行動要支援者の名簿のほうの進捗ぐあいをちょっとお尋ねしたいのですけれども。

（福祉課長）平成30年の2月現在で、517の方が登録されています。

以上です。

（芝寄）全体把握している中でこれ何%になったか、計算しているのでしょうか。

（福祉課長）8%です。

以上です。

（芝寄）昨年私、本会議中に一般質問でもしたとおり、このパーセンテージを上げる努力をしていくという答弁をもらったと思うのですけれども、30年度はどのくらいの目標で上げていくつもりなののでしょうか。

（福祉課長）今年度、広報に避難行動要支援者の啓発をしてきました。また、支部社協等に出向いて説明をしたところですが、やはりその中で避難行動要支援者の支援制度というものを知らないという方が支部社協でもお話がありましたので、その辺を含めて今後は普及、この制度の説明から入って行って、このパーセントを少しでも上げていきたいと考えております。

以上です。

（芝寄）では、期待するところであります。

続きまして、155ページお願いいたします。真ん中、鴻巣市障害者施策推進協議会事業の中の報酬が9人分、昨年も9人分で昨年20万だったのが

ことし10万に減額、半分になっているのですけれども、この理由をお聞かせください。

（福祉課副参事）報酬の件ですけれども、今年度につきましては第5期障がい福祉計画と第1期障がい児福祉計画を策定するために、推進協議会を4回開催いたしました。来年度に行きますと、平年度になりますので、モニタリングの会議ということになりますので、回数が減るということになります。

以上です。

（芝寄）29年度は第5期と第1期を政策するに当たり会議が多かったから報酬がふえたという認識でよろしいですね。

（福祉課副参事）そうなります。

（芝寄）わかりました。

続きまして、167ページお願いいたします。福祉課のほうで総合福祉センター管理運営事業が設計料が1,000万というふうになっているのですけれども、これ何の設計料だかお聞かせください。

（福祉課長）こちらについては、総合福祉センターの老朽化に伴って、屋根の雨漏りだとか空調の設置工事に向けて、平成31年度にその工事をするのですが、それに向けた設計業務委託です。

以上です。

（芝寄）わかりました。

そうしましたら、169ページ、真ん中の子育て応援アプリ管理業務委託料のところでご質問なのですけれども、まずこれは何年ぐらい前から始まって、どのような会社にどういう契約内容だかというのをお聞かせください。

（こども未来課長）子育て応援アプリなのですが、こちらにつきましては平成27年度にアプリを構築しております。金額につきましては297万円というふうになっております。業者につきましては、市のホームページを構築した同じ業者になります。株式会社スマートバリューということになっております。

以上です。

(芝寄) これでその297万円、その後3年間、同じ金額で年間90万8,000円の委託料ということなのですからけれども、私もアプリをダウンロードしてやったのですけれども、まず今までのアプリのダウンロード数とどのように活用されているか、その辺の調査というのはできているのでしょうか。

(こども未来課長) 平成30年の1月末時点でのダウンロード数になりますけれども、4,045件という数字が上がっております。活用としましては、当然それぞれ子育て中のご家庭の方が調べたいもの、そういった必要な情報を各自見に来ていただいているというふうに認識をしております。以上です。

(芝寄) これアプリ、大変見やすいのですけれども、私アプリを開発、運営、販売している友人がしまして、あのアプリをちょっと調べというか、見させたら、まずアプリにする意味がないと言われました。鴻巣のホームページの一角に張りつけて、あれダウンロードすればできる内容なので、この金額も聞いたら、やっぱり3年間も90万は高いと。「アプリにする意味がわからないんだけど、どうしてかな」というふうに聞きました。これやるに当たって、ほかにいろいろ見積もりだとか競合相手だとか、単なるホームページがスマートバリューだったからここをお願いしたのか、その辺の経緯をちょっとわかれば今教えてほしいのですけれども。

(こども未来課長) このアプリを導入するに当たりまして、ほかの業者からこういったアプリをやっていますよという営業のほうに来られています。

ただ、ほかの業者ですと、例えば管理の部分では月に15万以上のものがかかっていたり、そういったこともありまして、またアプリの修正等を課のほうでやるわけなのですけれども、そういったことが例えばホームページの修正をかけるソフトといいますか、そういうCMSと呼ばれるものですけれども、そういったものが共通のものになっております。そういった観点から、安く仕上がるだろうということでこちらの業者のほうをお願いをしたところでございます。

アプリにつきましては、当然利用者が見に行くということだけではなくて、こちらからの配信もできるような仕組みになっております。それはアプリをダウンロードした際に、例えばお子さんの生年月日とあとは住所までは入れなくても大丈夫なのですが、郵便番号等を入れていただきまして、特定の地域の方にも配信ができる、そういった機能もついているところでございます。

以上です。

（芝罘）1月末のダウンロード数が4,045ということなのですが、その中でそのように自己の住所とかそういうのを送ってきた方は何名ぐらいおられるのですか。

（こども未来課長）そこまでの統計につきましては、こちらでは把握はしておりません。

以上です。

（芝罘）そうすると、アプリもつくってそのままほったらかしということなのですか。更新はしていると思うのですが、内容を把握してどういうことに市民が今子育てに興味持っているとか、そういった分析等は、ではできないということなのですね、このアプリでは。その辺わかりますか。

（こども未来課長）こちらにつきましては、そのアプリのページごとに一月単位でどのくらいの方が見に来ている件数になりますけれども、開いた件数になりますけれども、そういったものの報告のほうは受けております。その中で、やはり児童センターですとか子育てサロンのページを見に来ている方が多いようでございます。また、今年度支援センターですとかそういったところに来られている親子の方にアンケートをとりまして、これまでのアプリですと、ちょっとわかりづらいですとか、階層が深くてなかなかたどり着けないというようなご意見もいただいたところでございます。そういった中で、ことしに入りましてアプリの修正をちょっとかけさせていただきまして、以前よりは階層を浅くしまして、もうちょっと見やすいような形にはさせていただいたところですが、まだ修正の作業の途中でございますので、今後もさらに活用していただける

ような形で修正のほうを行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

(芝寄) 先ほど質問した中で、この契約はどのような契約、1年契約なのか、数年契約なのかというのをちょっとさっき聞いたのですけれども、それ聞き逃してしまったのかな、お願いいたします。

(こども未来課長) こちらにつきましては保守契約になりますので、1年ごとの契約というふうになっております。

以上です。

(芝寄) では、次に行きます。

175ページ、このとり出産祝金、先ほど出たのですけれども、1つだけ、これはどのような流れ、どこの時点で申請して、どのような形で受け取るかという、もらう側のその流れをちょっとお聞きしておきます。

(こども未来課長) こちらのこのとり出産祝金支給事業につきましては、当然出産した後、出生の届け出に來ます。その後、医療費ですとか児童手当の申請にこども未来課のほうに回ってきますので、その際にあわせて、このとり出産祝金の申請をしていただきまして、そこで確認をとりまして手渡しでお買い物券をお渡しするという流れになるかと思えます。

以上です。

(芝寄) わかりました。

217ページお願いいたします。こどもふれあい体験活動事業の中で昨年と全て一律に少しなのですけれども、低くなっているのですけれども、これはどのような理由で予算が下がっているのでしょうか。

(こども未来課長) こちらにつきましては、前年度等の決算額を見ながらそれぞれ減額のほうをさせていただいたところでございます。

以上です。

(芝寄) 今までの中の決算額ということで、では余り利用されていないという認識でよろしいのですか。

(こども未来課長) こどもふれあい体験活動事業の中では、需用費、消



耗品がほぼほぼ全てな感じになっています。あとは講師謝礼とかもござい  
ますが、減額といたしましたのはその中の需用費の部分がほとんどで  
ございます。当然今までの購入したものの残分等もございますので、そ  
ういった中での利用をしているところでございます。

以上です。

（芝罘）わかりました。

333ページをお願いします。一番上の教育相談室活用事業の1の報酬、2  
項目ありますけれども、これはどのような方で、実際この事業の内容を  
ちょっと説明していただきたいのですけれども。

（教育支援センター所長）ご説明いたします。

まず、教育相談室活用につきましては、教育支援センターのほうに相談  
員が5名おります。その中には、例えば就学の専門の相談員、または不  
登校の相談員、もしくはいじめ等のそういった専門の相談員、また臨床  
心理士もセンターに配置していますので、その方がまずは電話で相談内  
容を受けさせていただいて、その次、会える日をその電話の中で設定を  
いたします。その設定した中で相談をし、何日か後にまたいろいろ相談  
をする中で最終的には相談解決できるような方向で進めております。ま  
た、学校等も関連してまいりますので、その内容によっては学校のほう  
に連携を図り、相談を進めているところでございます。

（芝罘）わかりました。

では、今のところでどのような相談事が一番多いのか、ちょっと具体的  
にあれば1つ、2つご説明いただきたいのですけれども。

（教育支援センター所長）まずは、やはり教育に対する相談ということ  
で、例えば不登校とか、中にはいじめに遭っているのだけれども、ちょ  
っと学校の先生にも言えないとか、そういう相談を受けたりもしていま  
すし、また子育ての悩み事があると、そういった相談を受けているもの  
が多くなっております。

以上でございます。

（芝罘）わかりました。

339ページをお願いします。みどりの校庭推進事業で、まず校庭芝生化工

事で2,200万となっておりますけれども、最初の主な施策のほうの中で南小が3,100万だったかな。この2,200万というのはどこの部分なのでしょうか。

(教育総務課長) こちらにつきましては、芝生の工事に伴います工事請負費でございます。

以上でございます。

(芝寄) では、南小の工事もこれ含まれているということですか。

(教育総務課長) 平成30年度は鴻巣南小を取り組むということで、こちらの芝生化の工事請負費の2,200万円を計上させていただいているものでございます。

以上です。

(芝寄) 参考資料で主な施策と事業の中で9ページで、南小は3,100万になっているのですけれども、この差はどのような差なのでしょう。

(教育総務課長) こちらにつきましては、今委員さんがおっしゃっておりますのはみどりの校庭推進事業費の総トータルの金額かと思われまして。先ほど申し上げましたように、工事請負費につきましては約2,200万円、またこれらの取り組んだ際につきましては備品購入費、またはそれぞれ芝生の管理を地元の団体等をお願いしております委託料、そういったものを含めまして約3,100万というような計上となっております。

以上です。

(芝寄) 言われればそのとおりです。失礼いたしました。

では、その中の芝刈り業務委託料のことでお聞きしたいのですけれども、今、毎年1つ、2つと芝生化が進んでいく中で、今後もふえていくと思うのですけれども、その中の芝刈りの業務委託で予算づけの根拠となるものはどのようにやっておるのか、決まりがあってこの金額ですよ、それとも向こうから提示されたものでこれだけ出しますよと、こういった形で決めていくのか教えてください。

(教育総務課長) 緑の芝の管理委託につきましては、毎年5月1日から10月の31日の6カ月間につきましては、それぞれの地元のボランティア団体等と契約をさせていただいております。業務内容につきましては、主な部

分につきましては、当然芝刈り業務、それと散水、それと肥料等を配布いたします施肥、それと芝刈りをして刈った後の処分運搬という4項目が主な業務内容となっております。このそれぞれの例えば芝刈り、このことにつきましてはシルバー人材センターのほうでの単価等を持っておりますので、それらの単価等を参考にさせていただき、おのこの校庭の芝生化はそれぞれ面積が違ってまいりますので、芝生の面積を掛けたという形での要はそれぞれの委託費が計上される状況でございます。

以上です。

(芝寄) そうしますと、私調べた中では、今7校か8校があるのかなと思うのですけれども、その中で全部平米単価を出したら、かなりの差の開きがあるのですけれども、これはやり方によっては多少は違うというのはわかるのですけれども、一番平米単価の安いところと高いところだと、倍まではいきませんが、それに近いぐらいの差があるのですけれども、そういった均等なものにできないのかなと普通に思うのですけれども、どうでしょうか。

(教育総務課長) 芝生を取り組みます芝生の面積につきましては、当然学校長のほうとの説明、またはこちらで、どの程度面積を要は取り組むのかという部分につきましては、学校側のほうとも協議をさせていただいております。そういった部分で、それぞれの個々の芝生化の面積という部分につきましては異なるというような形で認識しております。

以上です。

(芝寄) 平米単価が全然違うので、その単価の決め方がよくわからないということなのですけれども、そうすると簡単に一つの学校に幾ら、では平米数で割ってその差というのは、それでは比べられないということではよろしいのですか。

私が調べた中ですと、一番高いのは笠原小で平米当たり457円、一番安いので鴻巣北小が平米264円かかっているのです。この差はどういうもので生じるのか、その見積もり算出が私よくわからないのですけれども。

(教育総務課長) 失礼しました。一つの算出根拠という部分でございます。

すが、芝生の管理の芝刈りの部分につきましては、先ほど申し上げましたようにシルバー人材センターのほうの単価を参考にさせていただきまして、1平米当たり9円という数字が出てまいります。そちらにそれぞれおのこの学校で取り組みました芝生の面積を掛けまして、先ほど申し上げました5月から10月までの6カ月間、こちらにつきましては合計20回の芝刈りをお願いをしておりますので、先ほど申し上げました単価の芝刈りですと、9円掛けるそれぞれの芝生の面積掛ける20回という、その数字でそれぞれ芝刈りの委託料の経費といえますか、数字が算出をされるという状況となるわけでございます。

また、当然施肥の作業、肥やしの部分ですけれども、この部分につきましても平米単価2円という形の中で、要はそれぞれの芝生の面積を掛け、こちらにつきましては月に1回の施肥という作業を行っておりますので、6回を乗じるといような形のそれぞれの計算方法がございます。以上です。

(芝寄) では、これ年度終わって、必ずこれはそのこの団体とかの決算書とかを上げさせて、それをちゃんとチェックしているかどうかだけお聞きしておきます。

(教育総務課長) こちらにつきましては、当然最終的な総トータルの決算報告もいただいておりますが、毎月それぞれ事業報告という形での報告書を上げていただいておりますという状況でございます。

以上です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時33分)



(開議 午後1時33分)

(副委員長) 休憩前に続き会議を行います。

(川崎) それでは、何項目か質問いたします。

ちょっと時間の範囲ですので、結構シンプルに聞いていくかと思うのですが、まず153ページなのですが、福祉タクシー自動車燃料費助成事業についてお伺いをいたします。福祉タクシー事業委託料及び自動車

燃料費助成委託料ということで、これはガソリン代の支給ということでございますけれども、それぞれの利用者が今年度何名だったのかについてお伺いをいたします。

(福祉課副参事) お答えいたします。

28年度の決算になりますけれども、福祉タクシーにつきましてが420名、自動車燃料費についてが1,523名、合計で1,943名となっております。以上です。

(川崎)では、続きまして189ページの病児保育事業についてであります。利用状況につきましては、先ほど27年度、28年度、29年度1月末までということで数字が示されておりますので、それはよくわかります。大体200名から二百五、六十名の利用ということで毎年推移しているのかなというふうに思います。利用の状況についてお伺いをしたいのは、今のベッドの状況、たしか4床だったかなというふうに私記憶しているのですが、そのベッドの状況と、あと先ほど保育課長のほうからお話がありましたけれども、申し出があって断ったということはなかったということなのですけれども、それはたまたまだったのか、それともインフルエンザだとかそのようなときにはどのように対応しているのか、全然ち合うということがなかったのかなというふうにちょっと不思議に思っているところがあるのですけれども、その辺についてお聞かせ願えればと思います。

(保育課長) 今定員4名で行っております。お部屋としては3部屋を利用させていただいているのですけれども、例えばインフルエンザであったとしても、同じ型で医師の診断のほうと一緒に病児保育を行っても大丈夫ということであれば、同じ部屋で行っているという状況でありますので、4名の利用で今のところ足りているという状況にはなっております。

以上です。

(川崎) そうしましたら、191ページのところです。これも前任者の質問にも関係してくるかと思えますし、本会議でもちょっと質問がありましたが、私もまた質問したいと思います。

これは、ひなちゃん子育て応援基金を繰り入れてということで今回も予算づけをしているわけなのですけれども、今回の使い道について予定をしているところがあるのかについてお伺いいたします。今年度ではなくて、まず来年度の使い道について何か予定をしていることがあるのか伺います。

（保育課長）備品購入費ということでよろしいですか。

（川崎）はい。

（保育課長）来年度の予定なのですけれども、現在午睡ベッドのほうを生出塚保育所と登戸保育所の土曜保育に30台ずつ用意しております。その分の生出塚保育所と登戸保育所全員に利用できるような形で購入を考えております。

以上です。

（川崎）そうしますと、現在30台、30台導入されているかと思えますけれども、全員というふうになりますと、どのぐらいの台数を購入というふうになるのでしょうか。

（保育課長）お昼寝ベッドの購入なのですけれども、170台を予定しております。

以上です。

（川崎）この午睡ベッドの導入につきましては、私も議場でも一般質問でも取り上げさせていただきましたので、非常によかったなというふうに思っております、また実際布団を持ち運びすることもなく助かったという利用者の声も聞いているところでございます。所長さんのほうからも衛生的で非常に使いやすいというお話も私自身が聞いていることなのですけれども、本会議のときにはそうでないようなご意見もあったわけなのですが、午睡ベッドを導入するに当たって、当然市のほうでさまざまないろんなところを参考にしながら、いろんなことを調べながら導入に至ったと思います。そのことについてお伺いをいたします。

（保育課長）まず、導入に当たりましては、市内で使用しているところがございます。市内の認定こども園、小規模保育所、めぐみの木こども園、ゆめのはなこども園、またカインド・ナーサリー鴻巣本町園とカイ

ンド・ナーサリー北鴻集園のほうで利用しておりましたので、そちらのほうの状況を実際に見に行きまして、保育士の声とか、あとはさいたま市立の保育所に見学に行かせていただいたときにも、そちらでも利用されておりましたので、そこでの保育士さんの声とかというのも聞いております。

また、上尾市のほうで先に導入がされておりましたので、ちょっと直接は行っていませんけれども、担当者の方に導入後の保育士さんの声だとか、利用者さんの声、そういったものをちょっとお聞きして、今回の検討に至っております。

以上です。

（川崎）それでは、243ページのところで健康まつり開催事業についてお伺いをいたします。

毎年毎年大勢の人でにぎわっているというのは私もお伺いするたびに非常に喜ばしいなというふうに思っておりますし、毎年いろんなことに挑戦をし、新しいことを取り入れているというふうに評価をしております。その中で、やはりこれは市民のための健康まつりということですので、市民の方の参加、市民枠というようなものを検討するべきではないかというふうにかねがね思っております。この辺についての検討はどのようになされたのかお伺いいたします。

（健康づくり課長）健康まつりにつきましては、主に食生活改善推進員を初めとして医師会の先生方の健康相談、また測定コーナー等、市民の皆様が積極的に参加していただけるような内容で検討を進めてきております。市民の方、団体様が主となってご参加をいただいたという経緯が今までございませんでしたので、30年度の開催に当たりましては、そのあたりも視野に入れまして内容のほうを検討していきたいというふうに考えております。

（川崎）それでは、299ページのところになるかと思いますが、スポーツ健康課のほうにお伺いをするわけなのですが、上谷総合公園、またあるいはさまざま、例えば川里のグラウンドゴルフや何かもそうです。利用者の方からお伺いをしたことなのだと思いますけれども、今なかなか予約が

とれないという状況があるらしく、当然ながら他市の方も利用できるようにはなっているわけなのですが、改めて本市の優先というのでしょうか、その辺についてお伺いをしたいなと思うのです。利用料金については、差が出てくるのがどこから差が出てくるのかということも含めまして、また予約の状況、本市の市民が使う際の優先、メリットということについてお伺いをいたします。

（健康づくり部参事兼スポーツ健康課長）公共施設の予約システム事業というものが385ページのほうに公共施設予約システム事業という事業名で上げさせていただいておりますが、こちらはパソコン、インターネットを利用した予約システムになっております。鴻巣市に在住、在勤の利用者のみ、施設利用日の2カ月前からの抽せんに参加することができることになっております。具体的に申し上げますと、利用する月の2カ月前の1日から7日の間に抽せん申し込みを行っていただきます。同じ日時に複数の申し込みがあった場合については、8日に当落の判定をシステムが自動的に行います。この後、毎月8日以降、抽せんが終わった後については、市外の方も予約がとれるというような形で運営をさせていただいております。利用料金につきましては、鴻巣市内、それから北本市、桶川市が市民価格という形になっておりまして、それ以外の方については倍額料金という形になってございます。

以上です。

（川崎）そうしましたら、327ページのコミュニティ・スクール推進事業についてお伺いをいたします。

そもそもコミュニティ・スクールを推進するという背景、単に呼び名が変わったとか、そういうことではなく、学校、またあるいは子どもを取り巻く環境が大いに変化しているということが一つ大きな背景ではないかというふうに思います。地域で子どもを育てていこうと、学校を支援をするというような意味合いも含まれているのではないかと思います。この辺のコミュニティ・スクールを推進するに当たっての背景についてどのように捉えているのか伺います。

（学校教育部副部長兼学務課長）背景というところでは、先ほど委員さ



んのほうからおっしゃられたような背景もあるような状況でございます。具体的にいたしますと、学校現場の課題に対しまして立場の異なる方々に集まっていただいて協議をしていただくと、熟議といたしますけれども、そうしていただくことによって、よりよい解決方法を見出し、学校、家庭、地域が一体となって子どもを取り巻く問題の解決に向かっていくということ、そしてそれによって質の高い学校教育の実現を図っていくというようなことが期待されているところでございます。

以上です。

（川崎）県内各市のコミュニティ・スクール推進の事業については、導入についてはどのように把握をしていらっしゃいますか。

（学校教育部副部長兼学務課長）平成29年4月現在で設置している自治体は10市ということになります。具体的に申し上げますと、新座、和光、志木、川口、行田、熊谷、そのほか久喜、深谷、秩父、本庄というのが入ってきますけれども、そういった10市になっております。

なお、高崎線沿線では桶川と上尾市が平成30年度にモデル校を設置する予定というふうに伺っております。

以上になります。

（川崎）構成メンバーについてなのですけれども、現在のところ、学校評議員と余り大きく変わらないのではないかという答弁でございましたけれども、私の認識なのですが、これはモデル事業を行う上で、今は余り変わりがないということで、そのモデル事業の検証をした上でこれからどのように構成メンバーも含めて変わっていく可能性があるのか、そのモデル事業の検証をいつ、どのような形で行うのか伺います。

（学校教育部副部長兼学務課長）構成メンバーにつきましては、要綱で掲げてあります、今要綱といたしますか、規則のほうをつくっているのですけれども、そちらのほうで先ほど申し上げました保護者であるとか、住所を有する者、学校の運営に資する活動を行う者等々、幾つか例示をさせていただいているのですけれども、その中にその他教育委員会が適当と認める者というものも入っておりますので、具体的なメンバー等々につきましては、またモデル校でやる中で考えていきたいと思っております。

何よりも人材の確保というところは、やはり課題としてはあるかなと思っておりますので、モデル校での取り組みを通じて、よりよい方法のほうを探っていきたいと考えております。

以上です。

（川崎）平成29年4月から10市が導入をしているということですがけれども、この10市についていろいろ聞いたり、どのように進んでいるのかというような情報を収集しているのか伺います。その情報収集及び反応について伺います。

（学校教育部副部長兼学務課長）10市全てからということではないのですがけれども、特に南部ということですので、南部管内で新座市ですとか志木市さんのほうではかなり進んで取り組んでおりますので、逐次どんなふうに進められているかという情報のほうは集めて研究させていただいている状況でございます。

以上です。

（川崎）それでは、333ページで伺います。

まず、地域人材活用事業について伺います。今年度ゲストティーチャーの謝礼、また指導員謝礼、学生ボランティア謝礼ということで計上もされておられるわけなのですがけれども、一番多いのは臨時職員の賃金ということで載っているわけなのですがけれども、主にどのようなことをこの30年度、予定をしているのか伺います。

（学校支援課長）ゲストティーチャーに関しましては、地域の方を学校の中に、例えば昔の遊び体験ですとか、あるいは昔の道具などを使った体験等をする場合のゲストティーチャーとしてお招きをしている状況でございます。

学生ボランティアに関しましては、当然大学生をボランティアとして募集しておりますので、本業である学業に支障がない程度で教員の補助という形で対応してもらっております。

また、臨時職員の賃金という形でございますが、これは今年度より導入をいたしました学力向上支援員、こちらの賃金でございます。

以上でございます。

(川崎) では、その下の人権教育推進事業でいじめ問題についてでございます。現在のいじめの状況について、小学校及び中学校についてどのように認識しているのか伺います。

(学校支援課長) 平成29年度でございますが、4月から12月までという形になりますが、29年度の4月から12月まででいじめの認知件数が小学校で14件、中学校で10件、合計24件でございます。

以上でございます。

(川崎) このうち学校に来られない、いわゆる不登校になっている方というのはどのぐらいいらっしゃいますか。

(学校支援課長) いじめが明確な原因として不登校になっているという児童生徒につきましてはおりません。

以上でございます。

(川崎) ということは、いじめの件数をこれだけ認知をしています。不登校件数はそれが原因でということでは把握していないということは、この小学校14件、また中学校10件に関しては、保健室登校ですとかそのような形で学校に来れているというふうに認識しているのかどうか伺います。

(学校支援課長) いじめの認知に関しましては、例えばからかいですとか冷やかしというようなものも含めていじめの認知件数になってございます。不登校といじめの部分が関連しないというわけではございませんが、先ほど申し上げた件数に関しましては、冷やかし、からかい、悪口等々、そういったものを含めての認知件数でございますので、中には保健室登校の児童生徒がこの中に全くいないかと言われると、そこはちょっとわからないのですけれども、少なくとも先ほど申し上げた件数につきましては、あくまでいじめの認知という件数の数値でございます。

以上でございます。

(川崎) からかい、冷やかしということも当然ながら重要ないじめであるというふうな認識には変わりがないわけですがけれども、こうしたからかい、冷やかしをやはりなくしていこうと、当事者の気持ちになってやっっていこうという、改めてそのようないじめを撲滅する教育が大事だと

思います。命を守る教育が非常に重要だと思いますが、その辺の見解はいかがでしょうか。

（学校支援課長）いじめに関しましては、どの学校でもどの子にも起こり得るものであるということは認識してございます。いじめの未然防止をしていくためには、豊かな心を育て、望ましい人間関係を築くとともに、いじめを生まない土壌づくりに取り組むことが大切であるというふうに考えております。そのため、各学校では道徳の時間を中心に命の大切さや思いやりの心などを育むとともに、人としての生き方について深く考えることを通して、道徳的実践力を高められるように指導しております。

また、平成27年度からは、市教育委員会と市の生徒指導委員会が鴻巣市いじめ防止ノートを作成して市内の小中学校に配布して、こちらのノートを活用し教育活動を支援しております。

以上でございます。

（川崎）339ページ、みどりの校庭推進事業であります。こちらのほうにつきましては、平成30年度は南小の予定ということでありましてけれども、最終的に19小学校全てに行っていく考えなのか伺います。

（教育総務課長）現在平成30年度におきましては南小学校が8校目となります。先週の金曜日にちょっとお話しさせていただきましたが、当然県の補助金を活用させていただきながら、今後におきましてもみどりの芝生の校庭化につきましては取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

（川崎）今ちょうど半分ということになりますか、半分ではないか、やや。そうしますと、それ以外のあと11校の校長先生なり、学校側のほうからぜひうちのほうもみどりの校庭の推進、芝生化をしてもらいたいという声についてはどのように把握していらっしゃいますか。

（教育総務課長）芝生の実施に当たりましては、当然2つ大きな要因があるかと思われまして、まず、1点目につきましては、近隣住民からの砂ぼこり等の、そういった対応策の要望があるということ、また先ほど委

員さんのほうでおっしゃっておるように、既に芝生化のほうに取り組んでおります学校、そういった部分の実情、または状況等を校長先生のほうで聞きながら、ぜひ自分の学校のほうにも緑の芝生化につきましては実施をし、子どもたちを休み時間、緑のいっぱいある校庭で遊ばせてあげたいというような校長先生からのご意見等も頂戴しておりますので、今後につきまして引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

（川崎）それでは、最後になりますけれども、359ページのあたりで、これも前任者が幾つか質問をしているところであります。市内にいわゆる重要文化財というのはどのぐらい今存在をしているのか、ちょっとまとめて質問してしまいますけれども、その中で自治会等で管理をしているものというのは幾つぐらいあるのかについて伺います。

（教育総務部副部長兼生涯学習課長）まず、国の重要文化財に指定されているものが70点ございます。これが一応生出塚から出土した埴輪で、これにつきましては市で直接管理をしております。そのほか県指定の文化財と、あと市の指定文化財が、ちょっと詳細な資料は今手元にありませんけれども、基本的には個人の所有者あるいは団体、宗教法人等ですけれども、そういったところの管理者が管理を行っているという状況です。市で直接行っているものについては、その数というのは非常に少なくなっております。

（川崎）自治会等で管理しているものはありますか。あると思えますけれども、幾つありますか。

（教育総務部副部長兼生涯学習課長）自治会で管理しているもので代表的なものでいいますと、雷電町の大人形、これが自治会で管理しているものとなります。

（川崎）では、そこだけですか。

（教育総務部副部長兼生涯学習課長）ほかにもあるかもしれませんが。今手元に資料がございませんでちょっと今答えられませんけれども、例えば道永の板碑ですとかそういったもので自治会と、あと権八地藏とか、

こういったものは町内会とか自治会で管理しているものがありますけれども、その点についてちょっと今答えはわかりませんが。

(川崎) その場合の管理費というのがそれぞれ、もちろん出しているかと思うのですが、管理費、また当然維持をするのに補修をしなければならぬということもあるかと思うのですが、そのことについてお聞きいたします。

(教育総務部副部長兼生涯学習課長) 指定文化財の種類につきましては、市のほうで補助制度がございます。予算の範囲内になりますけれども、一応経費の2分の1以内の助成というところで、今まで活用した例では雷電町の山車人形が平成17年のときにその補助金を活用してちゃんと修繕を行っております。

(川崎) もう一つ聞きましたよね、管理費とかというのはどうなっていますか。

(教育総務部副部長兼生涯学習課長) 済みません、一部古墳の管理で、これは宗教法人が管理しているのですが、箕田の5号墳とか古墳の除草ですとか、あるいは消毒、剪定、それとあと市の費用で負担してやっております。

以上です。

(川崎) 今出ました雷電町の大人形について、自治会で管理していると、これは管理費というのはどうなっていますか。管理費というのは市から出ているのですか。

(教育総務部副部長兼生涯学習課長) 維持管理費の謝礼ということで一応出しております。これは自治会のみではなくて、個人あるいは宗教法人に関するものも一応出しております。済みません、失礼しました。

(副委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後2時02分)



(開議 午後2時02分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一通り全員が質問をしたわけですが、皆さんのほうからどうして

もということがあればお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

（諏訪）157ページなのですけれども、新規事業で障がい者の入院時のコミュニケーション等支援事業というのがございますけれども、こちらは実際に支援をする方というのはどういった資格のある方を予定されているのでしょうか。

（福祉課副参事）お答えいたします。

まず、この事業なのですけれども、常に寝たきりですとか、言葉、発語ができないですとか、そういった方々でその方が医療で入院される場合、お医者さんですとか看護師さんですとか、そういった方とコミュニケーションがとれませんので、その方をよくご存じな支援の方について行う事業ということになりますので、かなり重度の障がいの方が対象者となります。

以上です。

（諏訪）そうしますと、重度障がい者で、例えば気管切開して発語ができない、常に酸素を吸入しているような方が入院をされるときに、その方を日常的にヘルパーさんがよく24時間、交代で入っていたりするケースがあるのですけれども、そういった障がいのサービスで入っているヘルパーさんがこの支援ができるというふうに思ってよろしいのでしょうか、そのヘルパーの事業費ではなくということ。

（福祉課副参事）通常このサービスをお使いになるには、この方のヘルパーさんですとか支援の、よくご存じな方ですので、そういった方々が支援員としてやっていただくということになります。

以上です。

（諏訪）予算が15万円が出ておりますけれども、例えば7日間入院をしたということでその時間、常時コミュニケーションをとるのが必要な方というのはいらっしゃると思うのです。寝ていらっしゃる間は別にして、何時間ぐらい見込んでいらっしゃるのでしょうか。

（福祉課副参事）これは日額になりまして、1日5,000円の30日分を見込んでおります。

以上です。

(金澤) 議案第50号の一般会計予算のほうの民生費のほうで2点ほど質問させてもらいます。

今ほかの委員さんからもお話がありましたが、161ページの敬老祝金支給事業と敬老会開催事業、これについて質問します。ほかの委員さんからも質問があります。結構これ意外と皆さん関心があるので質問しますが、敬老会の祝金支給事業が2,350万3,000円、それで敬老会開催が約3,403万ということで約5,700万ぐらいかな、両方でお金かかっているわけなのですが、75歳以上になると1人2,000円でしたか、75歳だと祝金のほうが出ているというところなのだけれども、この75歳以上の祝金、ピークはいつごろで何人ぐらいのピークになると計算しているのですか。

(長寿いきがい課長) 年齢のピークに関しては、ちょっと計算はしていません。介護保険のほうである程度の予測は立てているのですけれども、こちらでは敬老祝金のほうでは申しわけありません。ちょっと予測は立てていないのですけれども、以上です。

(金澤) 回答になっていないけれども、何人ぐらいになると、わからないですか。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時07分)

\_\_\_\_\_ ◇ \_\_\_\_\_

(開議 午後2時08分)

(委員長) 休憩前に続き会議を行います。

(長寿いきがい課長) 平成37年度になりますが、75歳以上という数字でちょっと申しわけありません。数字で捉えているので、それでご理解ください。1万5,745人が75歳以上、平成37年です。  
以上です。

(金澤) 過去の数字で、そこで今資料の中で何人ぐらいというのはわかるの。例えば28年度とか、その辺はわからない。

(長寿いきがい課長) 申しわけありません、過去の数値ですと、総人数65歳以上のものしかわからないのですけれども……



(金澤) では、いいです。

要は私が言いたいのは、祝金支給事業云々が今後だんだん高齢化の人たちがふえていくので、100歳だと5万円だけれども、残りは5,000円等というふうな形になっているけれども、この辺がかなり増加件数がふえていくだろうと。要は昔は祝金云々については、高齢でお年寄りで一生懸命健康で長寿してくれたという形でお祝いなのだけれども、もうこれからは医療云々も非常によくなってきているので、どんどん長生き云々というのが進められていく。また、行政のほうも健康づくり等でいろんな施策をやっていくというような話が一つポイントにあるわけです。

もう一つは、開催事業のほうなのですが、これは一度は行政のほうで昔はやっていた。それを自治会のほうに全部シフトした。自治会のほうも実際地域のコミュニティーの関係だということで、一生懸命推進してきたというのがたしかなのです。ただ、敬老会を開催しても不参加率というのが、恐らく35から40%ぐらいが参加で残りが不参加ということだと、1人2,000円の補助等をもたらしていると、結局不参加の人たちにも自治会は対応しなくてはならないのだ、物を持っていったり。それで、かなり負担が大きくなっているのは確かなのです。答弁では、やめたいのだけれども、本当にやめるのですかと聞いたらやめないとやった、それは確かです。自分たちが担当しているときにやめるということはできないから、そんなことは言えないのです。そういうことを考えると、敬老会の開催事業と敬老会の祝金支給事業、この辺をある程度リンクした形での新たな敬老会等の開催事業というか、その辺を今後模索するような方向性はあると私は思うのだけれども、その辺の検討は今後どう考えるのか。あくまでも決められているのだから、こんなことやっていくのだというような形なのだから、今の私の話でいくと、若干見直しも必要になってくるのではないかと思うのですけれども、その辺はいかがですか。

(長寿いきがい課長) 敬老祝金と敬老会になるのですけれども、祝金のほうは1年の中で指定した年齢の方をお祝いするということになりますので、ある程度の区切りの年齢でお祝いをするという市の指定は必要なのではないかなと考えております。

敬老会に関しましては、一定時期、9月の敬老の日前後でやっていただいている事業になりますので、短期集中のものになりますので、非常に自治会等の負担も大きいということなので、いろいろ自治会さんとの話し合いの中では模索をしていきたいと思っているのですが、市として率先してやめるという話にはなかなかならない事業でございますので、ここはご理解いただければと思います。

以上です。

(金澤) ですから、行政が今まで昔やってきて、それが今自治会のほうでやっていただいているのだから、これは十分それでいいと思うのです。ただ、自治会のほうでも地域によってのやり方が違ってきているので、その辺で負担を考えている町内会等もあると。いわゆる田間宮とか馬室とか箕田とか地域でやっているところと、町内会は別々にやっているで、その辺の趣旨の流れが違ってきているから、その辺を今後検討するようになってくるかなというので、今質問というか、お話ししたのですが、その辺はいかがですか。

(長寿いきがい課長) 大きな単位でやっていただいているところに関しては、この改正に関して不都合等の話が出てきていないので、一部分、自治会単位でやっているところに関しましては、本年度より補助金の考え方として、区域に住んでいる方の分の補助金は、それをシステムで出した人数分をお渡しするという考え方でやっております。自治会で負担をしているというのはこれは紛れもない事実ですので、自治会に入っていない高齢者も結構いらっしゃいます。その方に対する対応ということで、市のスタンスとしては基本的には区域でのお祝いなので、自治会に入っていない方にも自治会の負担で申しわけないのですが、やっていただけませんかという話は第1段階でしました。

第2段階として、いや、自治会でその人たちの費用は出せないよということでは、市はその区域の人の高齢者分の補助金2,000円は全部あげますので、半分でもいいからその人たちに何か記念品でも渡していただければ、つまり敬老会という会に呼ばなくてもいいので、記念品を出していただければという次の話をしました。

第3段階として、そうは言っても、今度はマンション等で全然一切参加しないという方がいるのだけれどもという話のところもございましたので、そこに関してはわかりましたと。市のほうとしては、補助金として人数分は支給しましたので、自治会さんでその中で全て対応していただければ結構ですというような取り扱いで、29年度進めさせていただいたところがございます。

以上です。

(金澤) もう一点だけ済みません。225ページの衛生費のほうの、ここに鴻巣市医師会の補助だとか歯科医師会への補助事業とかいろいろ補助事業云々というので予算計上されていますけれども、この辺の総くくりで医師会、歯科医師会等の医療関係で今地域包括ケアシステムというのが叫ばれていると。その中で、ICT、Iというのはインフォメーション、情報、Cというのはコミュニケーション、通信、Tというのはテクノロジーの技術ということで、これを駆使した多職種連携医療というか、特に在宅医療連携システムというのは今後医療分野では重要な取り組みをしていますよという動きが見えているし、実際研修等というか、講演会等に行くと、この辺のお話はかなり具体的なお話が出てきているわけなのですけれども、この多職種連携医療、また在宅医療の連携システム、この辺は医師会云々、歯科医師会、それを含めた形でICTですからそのようなのですが、それと行政側の連携というのはいかなるような今現状になっているのか、また今後どのような形で進めていきたいのかお示しいただきたいのですが、副部長あたりをお願いしたいな。

(健康づくり部副部長) ご指名ですので、私のほうからお答えさせていただきます。

おっしゃるとおり、多職種の連携、例えば医療、介護の連携というところで、目指すところは2025年の地域包括ケアの構築というところにあります。当然介護のほうの分野でもさまざまなことをやっております。医療のほうでも医師会を中心にやっていただいております。例えば今の鴻巣の訪問看護センターに在宅医療連携センターというものを医師会さんのほうで設立していただきました。これにつきましては、平成30年度か

らは鴻巣市の介護保険の中でそちらを運営していくという形になって、行政が引き継ぐ形になります。また、医療機関のほうで往診医の登録あるいはその受け皿として緊急時のベッドの確保というところも医師会のほうでやっていただいております。この辺のところ、それぞれの分野でさまざまな地域包括ケアに向けた準備をしていただいているところです。

行政のほうといたしましても、例えば介護のほうでいきますと、先ほどセンターを引き受けるというほかに、医療機関と介護の事業所、そちらの連携をいかにして進めたらいいかというところで、医療・介護の連携推進会議というものを開いております。その中で、またそれ以外にも介護の職員といいますか、医師会、医療機関と介護、どうもハードルが高くて、なかなかうまく顔の見える関係が作りづらいというところがありますので、その辺の研修を行政が皆様をお集めしながら、随時顔の見える関係をつくっていったらということで何回か研修もさせていただいております。今後も引き続きどちらがどちらということでもないので、医療の分野でもやっていただき、介護の分野でも当然やり、行政でもまとめ上げるコーディネーターという形を続けていかななくてはいけないのかなど。そこを目指しながら、2025年の地域包括ケアというところの完成を目指していきたいというふうに思っています。

以上です。

（加藤）では、333ページの一番下の人権教育の関係で、いじめ問題の対策連絡協議会と調査委員会2つありますけれども、本会議の中ですか、これ29年度は開催することが一切なかったというふうな報告があったかと思うのですが、どういったときにいじめ問題があったときに、この会議というのは開催されるようになっているのでしょうか、まず。

（学校支援課長）まず、いじめ問題対策連絡協議会につきましては、今年度は2回開催しております。10月4日、2月26日の2回開催しております。

もう一点は、いじめ問題調査委員会でございますが、こちらは重大事案が発生したといった状態の中で、第三者機関として調査をする機関でござ

ざいます。こちらは開催はしてございません。

以上でございます。

（加藤）連絡協議会の中では2回ほどあったということですね。では、その2回というのは、同じ案件の中での内容での2回の開催であったのか、まず1点お聞かせください。

（学校支援課長）失礼いたしました。いじめ問題対策連絡協議会は先ほど2回開催したと申し上げましたが、いじめ問題調査委員会も1回、第2回のいじめ問題対策連絡協議会と合同で実施をしております。再調査委員会は実施してございません。

それと、内容でございますが、1回目のいじめ問題対策連絡協議会でございますが、本市のいじめの状況について、あるいはいじめ防止の取り組みについて、鴻巣市いじめ防止等のための基本的な方針の改定を行いたいということで、委員の皆様にご意見を頂戴したところでございます。2回目の対策連絡協議会でございますが、先ほど申し上げましたように、いじめ問題調査委員会と合同で開催をしております。内容といたしましては、いじめの状況について、いじめ防止の取り組みについてのほかに、各校のいじめ防止のための実践事例等の報告をしております。その他いじめ問題対策に係る各機関、団体の皆様からのご意見を頂戴し、今後のいじめ問題に対して各学校への貴重なご意見として働きかけてまいりたいと、そのための機関でございます。

以上でございます。

（加藤）では、具体的ないじめがあったことに対する調査委員会ということではなかったという理解でよろしいのかなと思います。

それで、ちょっとお聞きしたいのですけれども、先ほどいじめというふうな小中学校の件数の数字が出されていまして、その中身というのはからかいとか冷やかしか悪口とか、そういうふうなことのさっき答弁があったかと思うのですけれども、子どもとしてはそういう1回ぐらい冷やかしかされたとか、悪口言われたとか何かと、そういうことで子どもも萎縮してしまうということはないかと思うのですが、やっぱりそういうことが再度再度繰り返された中で、その子がどういうふうになら受け

とめてしまうというか、そういうことで不登校になったりとか何かという事例が実際あるかと思うのです。そういうことの問題があつてというふうな中身は一切なかったのですか。

(学校支援課長) 先ほども若干申し上げさせていただきましたが、不登校につきましてはいろいろな要因が複雑に絡んでいる状況が多いというふうに認識をしております。人間関係の問題ですとか家庭環境ですとか、あるいは部活動の顧問あるいは担任等の人間関係も含みますけれども、いろいろな状況が複雑に絡んでいるということが多いのかなというふうに認識をしております。そういったことで、例えばいじめが明確な要因で不登校あるいは保健室登校に陥っているというのは、なかなか断定ができない部分があるというふうに認識をしております。

以上でございます。

(加藤) 実際私、本会議の中では全然調査委員会も開かれていなかったというふうな答弁があつて、ああ、そういうことがなくてよかったなど、こう思いながらいたところが、つい1日、2日前に相談があつたのです。ここでこの話をしてもなので、後でちょっと教育委員会のほうに行きますけれども、いじめが原因で不登校でというふうな話を実際に本当に1日、2日前にちょうど聞いた話があるのです。なので、ちょっとここでそれを話しすることでないので、また直接教育委員会のほうに行っているいろいろな話を聞きたい、また話をしたいと思いますので、お願いしたいと思います。

339ページのみどりの校庭の推進事業の関係なのですけれども、今現在が校庭も8校目というふうなことで、いずれはやっていくというのですけれども、実際これ県の補助事業という形でやっているのが実態かと思うのですが、本当にこの効果というものはどういうものがあるのか。例えば保育所とか小学校の子どもの動きというのは違うかと思うのですが、保育所の子どもたちなんかは、逆にハイハイをしたりとか、そういうふうなことがあるわけです。そうすると、やっぱり砂のところとか何かは外に出てハイハイするよりは、芝生のほうがあつたほうがいいのか、そういう意味でいうなら。学校長が子どもたちを緑の校庭で遊ばせたいと

ということがあったりとか、砂ぼこりが云々というふうなことがあったりというふうな内容でこういう芝生の校庭ということだという理由がありましたけれども、そういう砂ぼこり云々ということであれば、近くに中学校があるのも、それは同じだと思うのです、そういう理由内容であれば。実際本当確かに芝生のほうが砂とか砂利よりは転んだときに子どもたちがけがをすることが少ないのは、それは事実かもしれないのですが、本当に毎年毎年713万という芝刈りの業務委託というのは、これ今までの全体の学校に対しての芝刈り業務の委託料になっているということなのではないでしょうか。今回新しくすることによって、これ予算の額と先ほどの話とこの点、ちょっとお聞きしたいと思います。

(教育総務課長) まず、芝生の維持管理費につきましては、当然毎年1つずつの団体がふえてまいりますので、ここ数年大体3,000平米台の取り組みという状況を行っておるものですから、金額にいたしますと、一つの団体で70万から90万前後ぐらいの維持管理費が1つふえることによって維持管理費がふえてくるような現状がございます。30年度の委託料につきましては、南小学校までの維持管理料を含めた形の8校の全体の維持管理費という形となっております。

以上でございます。

(加藤) それと、芝生にした効果。

(教育総務課長) 効果という部分でちょっと重複になるかと思いますが、担当課といたしまして、5点ほど挙げさせていただきます。

重複でございます。恐縮でございますが、砂ぼこりが飛ばなくなり、住民の方々の迷惑が解消されたことがまず1点。2点目、子どもたちが休み時間など進んで校庭に出るようになった。3点目、子どもたちのすり傷が半減したという報告を受けておる。4点目、刈り取った芝生等を堆肥といたしまして、学校農園等に活用しておるという状況等も学校のほうから報告を受けております。最後、5点目でございますが、芝刈り、または散水など芝生の維持管理を近年地元の方々にお願いしておる状況でございます。地域の力を取り込んだ学校の活性化にもつながっておるというような学校側からの報告も受けております。

以上、5点を報告させていただきます。

(加藤) 子どもたちが芝生になってから進んで出ていくというのは、余りちょっとどうなのかなというふうに思うのです。やっぱり子どもたちは3時間目、4時間目かな、20分ぐらいあると、外に出たくてもうしているので、芝生にしたからとか、しないから、本来はどうかなど。でも、一応理由として挙げられていますけれども、それは確かにすり傷は転んだときにはどうかというのがありますが、あとほこりということであれば、本当に中学校が隣にある地域はどうなのかなというふうなことが出てくると思うのです。あと一番最後の地域の人との芝刈りをするこでの活性化というのは、幾らでも学校応援団とか何かで地域とのかかわりというものは別に芝刈りをそこに頼まなくてもあれだし、いろんな木の剪定とか何かをするのも地域の方がいろいろやってくださったりとか、地域で学校によって違うかと思うのですが、余り効果的なものというのが見えないような気がするのですけれども、これも県の事業の中で進めてきているというのがあるのですが、やっぱりもっと何か学校に対しての学校備品とかのいろんなことで学校としては予算が欲しいというふうなことなんかたくさんあると思うので、本当に行政のほうから一方的に絶対やるのだではなくて、もし学校が希望しなければやらないというふうな、そんなこともあるのかちょっとお聞かせください。

(教育総務課長) 芝生の取り組みの姿勢につきましては、担当課といたしましては、県の補助金がある限り、この部分を活用いたしまして、計画的に取り組んでまいりたいと、このスタンスに変わりはありません。以上でございます。

(委員長) 次、最後の質問でよろしいですか。

(加藤) 時間がないということで、あと1点にします。  
先ほどページがちょっとあれなのですが、部活動の補助金の関係なのですけれども、各学校に同じ額が行って、そこで一応最初は申請内容がなくて報告だけしてもらおうという話で、それは実はそうではなくて、大体主立ったことで申請をしてというふうなことだということなのですけれども、ではその学校によって部活あるなしがいろいろあります。その中



で具体的に聞きたいのは、では吹奏楽部がない学校もあるのかどうかわからないのですけれども、大体の中学校があるのかなというふうに思うのですけれども、吹奏楽部の人たちの樂器的なものというのはかなりやっぱり高額だし、一人一人が樂器使うわけです。何かほかの学校は、学校で買うのだったとか、どこの学校は自分でそれを使うものは買うのだったみたいな話が聞こえてきたりするのですけれども、その辺の持ち物というか、それはどんなふうになっているのですか。

(学校支援課長) 吹奏楽部につきましては、特に樂器の購入等についてでございますが、当然樂器は高価なもの、高額なものもございます。学校によっては、口でくわえる部分でございますか、こういった部分だけを購入して、樂器そのものは学校にあるものを使っているという学校もございますし、または額にもよりますが、個人で購入をしている学校もあるようでございます。また、学校につきましては、P T Aバザーですとか廃品回収等の収益金で学校用の樂器として購入をして、過度に保護者の負担にならないように、それを生徒が使っていると、そういう学校もあるというふうに認識をしております。

以上でございます。

(加藤) では、学校によってまちまちであって、部活動に対する市の助成というのは、そういうことはもう一切関係なく、各中学校にお任せというふうなことなのですか。例えば吹いたりするのは、やっぱりみんながみんなそれ使えないから、ではそれは個人持ちだとか、いつも常にそこに学校にずっと置いておけるものは、そういうところを運用して買うとかと、そんな形になっているのですか。

(学校支援課長) 部活動の運営につきましては、基本的に各中学校のほうで部活動の運営をしておりますので、市の教育委員会のほうからこのような形でということで明確な規定等は設けておりませんので、交付金の中から各中学校の実情に応じて活用しているという状況でございます。

以上でございます。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(長寿いきがい課長) 高齢者の数字の訂正をさせていただきたいのですが、先ほど金澤委員のほうからお話がありました数字なのですが、私ちょっと段を見間違えておりました、参考に平成27年の数字もありますので、一緒にご説明させていただきます。

平成27年の75歳以上高齢者が1万2,687人、平成37年の75歳以上が2万584人でございます。10年間で約8,000人の増加になるというふうに計画で見込んでおります。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

(教育総務部副部長兼生涯学習課長) 先ほどの川崎委員の質問の中で、指定文化財の維持管理謝礼の関係で、済みません、金額を申し上げませんでした。1件当たり4,000円で72件分予算計上してございますので、よろしくお願ひします。

以上です。

(委員長) これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(諏訪) 市の事業、ひとり親家庭の子どもたちの学習支援事業、また県内でも先駆けて18歳までの全ての入院医療費の無料化など大変待ち望んでいた事業もございます。ですが、1つは難病患者さんの手当5,000円から1,000円、これが対象疾病数が30しかふえていないのですけれども、対象者数も50人、この2年間でふえたのですけれども、5分の1の手当にしているということなのですけれども、これは他市ではあり得ないことなのでということで増額することは考えられないということ。

それから、新たにコミュニティ・スクール推進事業が今回提起されておりますけれども、お隣の行田市などでも課題が多いと、そういったことを私もある学校関係者の方から聞いています。既にあるPTAだとか、それから学校応援団だとか、地域と学校の関係というのは非常にいろいろな会があって、十分なコミュニケーションがとれているなという感じも

あるのです。こういったところをさらに精査しながら進めていく方向があったほうがいいなと思うのですけれども、コミュニティ・スクールの推進事業というものがいまだよくわかりづらいということと、教育委員会が任命をした方がかかわっていくというところで、平成29年度の答申が出た小中学校の適正規模、適正配置のところにつながるのではないのかという懸念を大きく残しました。ですので、今回の当初予算に反対をいたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありますか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第50号 平成30年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(休憩 午後2時39分)



(開議 午後3時04分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第46号 平成29年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第46号 平成29年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号 平成29年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第49号 平成29年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号 平成30年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後3時31分)



(開議 午後3時31分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(金澤) では、済みません。簡単な素朴な質問を1つします。

このページのグラフが書いてある3枚目のところで、30年度と29年度の国保特別会計の歳入歳出予算を比較させていただいたのですが、30年度が124億2,300万で、29年度が150億6,400万と。このいわゆる数字が、かなり規模が減っているわけです。その減った要因というのは、この1枚目を見ると被保険者数が減っているかなという要因もあるのだろうけれども、主な要因というのは制度改正のためにこういうふうになくなったのか、その辺をちょっとお聞き願いたい。

(国保年金課長) 今回の改正につきましては、ごらんとおり構成自体がシンプルになった部分というのがあるのですが、大きく違うのが29年度の歳入でいうと共同事業交付金32億4,133万3,000円というのがございます。及びそれに対する歳出というのが7番のところに共同事業拠出金というのがあります。こちら31億2,068万円、こちらのものについては共同事業というもの自体が国保の広域化に伴ってなくなるという部分及び県のほうで高額の部分についてはとり行うということになりますので、それぞれ拠出金だとか交付金という部分がまるっきり市町村を經由しないで県と国のほうで一部行うとかいう部分で賄われるという部分です。

全体的には、保険給付の部分というのは大きく変わることはないのですが、構成的に国からの歳入というのが平成30年度については、基本的には県のほうから交付される仕組みになることや社会保険診療報酬支払基金のほうにそれぞれ前期高齢者の納付金及び拠出金という形で支払っていたもの、後期高齢者の納付金というのが県のほうで措置をするということになりますので、そちらの部分がなくなったというのが大きな要因になっております。大きくは歳入の概要というところだと、一番下のところになくなった項目等が掲示をしておりますが、おおむね共同事業という部分が30億からなくなっておりますので、その分の影響が非常に大きい予算構成になっております。

以上です。

(金澤) 内容はよくわかりました。国と県のほうの部分がこれには入っていないというので数字が減ったという形で解釈していいと思うのですが、こういう29年、30年度の概要というのは、今回だけだよ。来年度になると、もうほとんど数字的には並行で変わってきてしまうのだから、今回の大きな変わった面というのをよく皆さんにご理解していただくような形でシステム組んでおいたほうがいいかなと。

以上です。

(諏訪) そうしましたら、歳入のところですけども、要するに平成30年から広域化によって新たな項目というのが出ておりますけれども、この中でも保険者努力支援分、インセンティブの部分なわけですけれども、これは6,297万8,000円、この金額というのはどういうふうにして、もう示されているものということなんでしょうか。

(国保年金課長) こちらの保険者努力支援制度につきましては、計上させていただいているのは、中身については国からの補助になります。県を經由して市町村に交付されるという仕組みになっております。こちらにつきましては、平成28年及び29年の取り組みによりまして、この金額はほぼ決定をされているということになります。詳細に何が幾らということではなくて、それぞれの取り組みをポイントで、ポイントを付与されて、それを全県、全国という形の中で割り振りという形になりまして、

既に事業費納付金に合わせてこの努力支援部分は指示されている数字になりますので、そちらを予算計上させていただいているところです。  
以上です。

（諏訪） そうしますと、この保険者努力支援分なのですからけれども、例えば今回平成30年度なのですからけれども、平成31年度でまた評価がうんと変わって大きく流動するという可能性があると思っていのでしょうか。

（国保年金課長） それぞれ取り組みの状況、他市町村がどういうふうに取り組んでいるかによってその評価のポイント、基本的には加点されるかという部分になってくるかと思うのですが、その順位づけによって変動が、変わってきますので、来年もこの金額もしくは順位というのが維持できるかというのはわからないというのが正直なところになります。できる限り現在ある取り組みをなお一層強化をしてポイント、評価を得られるように努力していきたいと思っております。  
以上です。

（諏訪） どういったところがここにかかりますか。市民としてどういったことに協力をするとこの歳入が上がるのかということも含めてなのですが、どういった取り組みが行われた結果ということでしょうか。

（国保年金課長） 実はこの努力支援制度につきましては、国または県というものもございます。県については、事業費納付金から差し引くということでもう既に評価をいただいているところです。それぞれ評価するポイント、似たような部分があるのですけれども、国でいいますと特定健診の受診率、これがある一定の数字以上もしくは全国平均、または例えば何ポイント以上、場合によっては前年度より幾つ上昇しているというのが1つ。また、いろんな取り組みあるのですけれども、糖尿病の重症化予防の実施をしているかどうか、またそういった保健予防というのですか、健康に関して広く住民というか、被保険者の方に周知しているかという部分、ほかには後発薬品、ジェネリックの取り組み状況だとか収納率、医療費の分析等を用いて保健事業に役立てているとか、そういった項目、大きく分けるとちょっとかなりボリュームがあるものですから、そういう取り組みをそれぞれの保険者がポイントとして獲得をして

ということになりますので、この項目自体が年によって変わる可能性もありますので、今やっているものが来年のポイントになるかと言われると、またちょっと変わってくる状況にあります。

以上です。

(諏訪) そうしますと、項目そのものも非常に変動がありそうということですね。そうすると、今市が取り組んでいる保健事業が大きく年度、年度でかわる可能性というのが出てくるというふうに思っているのでしょうか。

(国保年金課長) 保健事業に係る取り組みというのも当然あるかと思うのですが、目指すところは医療費削減だとか健康寿命の延伸だとかということになるので、全ての項目が評価毎年変わるかと言われると、そこはちょっと微妙なところだと思うのです。ただ、新たな取り組みというのが当然出てくるかと思えますので、今でいうと例えば後発薬品だとか重複頻回とかありますが、今ちょっと出てきているのがいわゆるフレイル、加齢による虚弱体質の改善だとか、そういう部分が今後入ってくるというような予想はつきますが、大きく変わるものではないと思います。この評価については、決して保健事業だけではなくて、収納率だとかその取り組みだとか資格の適正化だとか、あらゆる国保事業としての評価をいただきますので、そういった部分というのはやはり取り組みの中で強化していく必要があるのではないかというふうに考えています。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後 3 時 4 2 分)



(開議 午後 3 時 4 2 分)

(副委員長) 休憩前に続きまして会議を開きます。

(川崎) この資料もそうなのですが、債務負担行為の419ページで特定保健指導等業務委託というところにつきまして、また改めてその対象者、またどのような業務内容なのかについてお伺いをいたします。



（国保年金課長） こちらの債務負担行為につきましては、特定健康診査においてある一定の項目以上の方、例えば喫煙歴があつて腹囲が一定以上だとかいう部分であつた場合、もしくはBMIとかいろいろあるのですが、そういった項目である一定の指導が必要だと判断された方に対して、特定保健指導ということで指導を行う事業です。こちらについては、6カ月継続して実施するということになりますので、健康診査自体が10月まで行って、その後対象者をリストアップ、1月、2月からその保健指導ということになりますと、どうしても翌年度にかかるということになりますので、翌年度にかかる部分も含めて債務負担行為を起こして契約をするというような内容で、こちらの債務負担行為を計上させていただいているところです。対象者の人数等によって実質支払う金額というのは多少前後するとは思いますが、おおむねこちらの金額を毎年計上させていただいているところです。

（川崎） やっぱり予防医学の観点からも大変重要な取り組みだというふうに思うのですけれども、これの一番近い数字で教えていただきたいというふうに思うのですけれども、対象者がどれだけいて、実際にその特定保健指導を、全員が受ければ一番いいわけなのですけれども、その率、どのぐらいの方が受けているのかということについてお伺いをいたします。

（国保年金課長） 特定健康診査自体は、現在のところ実施率については43%ぐらい、実施されているのが9,000人程度です。それに実質人間ドック、特定健康診査と同等な、それ以上の検査を行っていますので、人間ドックを含んだ実施者というのが9,900人程度になります。この後保健指導の対象者として階層化をするのですけれども、この階層についてはいわゆる重度にはならない指導的なものということで、動機づけの指導と積極的指導ということで2つに分けます。これをそれぞれ足した数字で申し上げますと、階層化をされて対象者になるのが860人、これ28年度の実績で申し上げますが、860人。うち実際に利用券を発行するというのは既往歴、いわゆるもうお医者さんで治療なり何らかをしているとかいう場合については除外をします。交付対象者としては、昨年の実績では743

人になります。初回面談を受けた者は、うち159人、約21%程度です。実質的に終了するのが148人ということになりますので、およそ20%欠けるぐらいというような数字になっています。本来であれば、利用券対象者皆さんが参加するなりという形でお願いしたいところなのですが、どうしても電話での指導や面接等ありますので、おいでいただくときや電話でのお時間をいただく等がありますので、特定健診に比べると保健指導のほうが実施率がちょっと下回っているというのが現状でございます。以上です。

（川崎） それでは、この表の1枚目のところで、国保税の滞納のことについてお聞きしたいと思うのです。6款諸収入で1項延滞金、加算金及び過料ということで、30年度の予算額と29年度の当初予算額は全く一緒なわけですがけれども、決算額が違っているわけですが、28年度。このことについてどのような観点でこの予算組みをしたのかについてまず伺います。

（国保年金課長） 延滞金につきましては、歳入の欄でござんいただきたいと思うのですが、確かに28年度の決算においては5,700万円程度、29年度については予算上同額で2,500万程度ということになっておりますが、基本的には延滞金というのが生じないような形で納付をいただきたいというのが1つ。それと、こちらで計上させていただいているのは、それぞれ本税終わって延滞金の分割納付もしくは滞納処分によって収入があったものということになりますので、これを28年度の決算と同額で予算計上するというのではなく、おおむねこの金額という形で29年、30年度について計上させていただいているところです。以上です。

（川崎） では、そのことに関連しますけれども、延滞なく納められるのが一番いいわけでございますけれども、なかなかそうもいかないというのが現実にあるかと思えます。納税相談に、やっぱりなかなかそういう存在自体、納税相談自体なかなか思いつかなかったとか、ハードルが高かったとか、いろんな方がいらっしゃるかと思うのですけれども、納税相談に実際に訪れた方となりますと違いますか。実際に訪れた方。所

管が違う。所管が違い過ぎる。そういうわけにいかないか……では、納税相談にどのぐらいの方が訪れているのか。

（国保年金課長）実際第1段階で窓口に来られるのは恐らく国保年金課のところに来るのですけれども、それは督促状だとかその部分では国保のほうに来られます。ただし、以後の催告書だとか差し押さえ予告だとか、いろんな通知が収税対策のほうで来るのですが、それは直接収税対策の窓口に来られる方になります。我々のほうに来るのがちょっと何人ぐらいかというのは、統計とっておきませんので、納税に関してもしくは納付書をなくしたよということであれば即座に発行するのですが、分割納付だとか今後の納付、第1期分のこの金額を分けてほしいとかいう相談については、収税対策室にご案内させていただいているところでもありますので、正確な納税者云々という部分ではちょっと把握はしておりません。済みません。

以上です。

（川崎）それでは、歳出のところ聞いてまいりたいと思います。保健事業費でさまざま、がん検診の委託料からデータヘルス計画作成業務委託、また糖尿病関係でしょうか、生活習慣病重症化予防対策事業負担金等、さまざま出ております、人間ドック、また脳ドックということで。これらの事業、大変に重要であるわけですけれども、特に生活習慣病重症化予防対策事業負担金については、この予算額というのが昨年と一緒になっています。2,300万ということですが、これで足りるのかという言い方はおかしいのですが、どんどんふえていますので、その予算としてはこの予算で適当というふうに考えるのかということについてまずお伺いをいたします。

（国保年金課長）こちらの生活習慣病重症化予防、いわゆる糖尿病の重症化予防というものは、埼玉県国保連合会と共同で行うという形になっておりまして、負担金という形になっております。こちらについては、いわゆる埼玉方式という形で、県が国保連合会と共同という形で我々も参加しているというような状況になります。対象者等については、健診結果をもとにだとかその方の医療の受診の状況によって判断をさせてい

ただいているところであって、妥当な数字かと言われると、大変申しわけないのですが、国保連合会からこのぐらゐの金額ということで見積もり等が来ておりますので、その金額を計上させていただいているところになりますので、昨年と同じ金額を計上させていただいているところです。いずれにしろこういっただこの数値になる前に、まずは特定保健指導の中でこちらの重症化予防の対象にならないような対策をとりたいと思っただいるのですが、先ほど申し上げたとおりに、特定保健指導の部分というのが実施率20%程度にとどまっておりますので、これをいかに上げていくか、もしくはその重要性というのを皆さんのほうに、食生活改善だとか、そういった部分も含めてPRさせていただければと思っただいます。

以上です。

(川崎) そうしましたら、特定健診の受診率なのですけれども、ずっと40%あるいは41%という数字で推移をしております。必ずしも悪い数字でないということは承知しております、県の中でいえば。なかなかでも実際にはその目標とするところの60%というところにはほど遠いことなのですけれども、皆さん毎日悩んではいらっしやると思っただいます、受診率をやはり上げるためにどのようなことを考えていくのか、お伺いをいたします。

(国保年金課長) この特定健診の受診率というのは、実は第1期のところからずっと60%というのは変わっておりません。第1期、第2期とも60%。今回第3期をつくるに当たっても、国の指針においてはとりあえず60%を目指すべきということで示されております。鴻巣については、この受診率について毎年上昇しているという傾向がありますけれども、昨年というか、29年からは新たにそれぞれ金融機関だとか大手百貨店だとか、そういったところでの啓発事業というのも入っています。というのは、国保の被保険者だけを対象にしても余り、いずれは国保というような観点をもとにやっただいるという部分、それと29年度でいえばウオーキング大会だとかラジオ体操の際に職員がオレンジのベストを着て啓発を行うと、啓発物品についても配布をしてというような努力は行っただいます。

りますので、少しでも受診率の向上につながればという部分。あとは、各種団体のほうに29年度から民生委員さんだとか消防団の集まりだとか、そういったところで啓発を行っているのと、あと小学校のほうにお願いをして健診に関する勸奨のポスターを夏休みの宿題でちょっとお願いしているというような部分もありますので、ある一方ということではなくて、多方面からそういった政策を進めておりますので、その効果がすぐに出るかと言われればちょっと微妙なのですが、期待したいというところになっております。

以上です。

（川崎）そのことに関連してなのですが、この項目、特定健診の項目なのですけれども、以前自分も一般質問しまして、やはり貧血ですとか心電図の検査項目追加すべきではないかということで、今入っているかと思えますけれども、今後そのような健診の項目について何か考えていくというような考えはあるのか伺います。

（国保年金課長）鴻巣市の特定健診につきましては、心電図及び貧血検査については詳細項目という形で既に実施しております。国基準でいうと、本来は詳細項目はある一定の基準を超えないと必須、医師の診断とかいう部分であるのですけれども、鴻巣の場合はそれを含んで実施しております。今回第3期の特定健診の実施計画に当たっては、特設健診項目がふえるということはございませんでしたので、引き続き同じような、鴻巣については詳細項目を含んだ検査ということで実施していく予定となっております。

以上です。

（川崎）その2つの項目が入っているのは知っております。そういうふうに入れるべきではないかということで、後に入ったという経緯があったものですから、今後また新たにそういうほかの項目を追加すべきではないかという質問でございましたけれども、今のお答えではどうやらそういうことではないようですので、新たな項目追加ということは考えていないようですので、それについてはいいです。

1点、これ最後にしたいと思えますけれども、やはり糖尿病重症化いた

しますと、もちろん心臓もそうですし、血管の面もそうですし、合併症が一番怖いですから、それを防ぐために早期に手を打っていくということはもう大賛成です。こちら表の中で、平成29年の実績の高額診療の上位ということで1番から5番までありました。これは、高額診療ということで、必ずしも患者数と比例してということではないかと思えますけれども、一応確認をさせていただきたいのが、まず1位は大動脈解離また硬膜動静脈瘻というのかな、やっぱり血管系の病気が多いし、また高額診療にもなっているのだということがよくわかるわけなのですけれども、この辺の原因というのでしょうか、これはやっぱり糖尿病との関係というのを考えていらっしゃるのか、どのようにこの辺については分析をしていらっしゃるのか伺います。

(国保年金課長) まず、済みませんでした。特定健診の追加項目については、申しわけございませんでした。一応国からの指針をもとに実施しておりますのでということでご理解いただきたいと思います。

ご質問のA3に示されている高額診療の上位ということになるのですが、原因等は、大変申しわけないのですが、レセプトに表記はちょっとされておりませんので、単なるこういうような診療額かかっているということで、予算の際もしくは決算の際にちょっとお示しをさせていただいているところです。一番大きい診療で高額になるものは、やはり心臓だとか頭というのが通説になっています。動脈瘤の乖離だとかという部分については、高血圧だとかというのは当然原因にはなってくるかと思うのですが、原因が高血圧だけによるのかどうかというのはこちらのほうではちょっと理解はしておりませんので、大変申しわけないですが、参考ということでお示しをさせていただければと思っております。

以上です。

(川崎) 以上です。

(副委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後4時03分)



(開議 午後4時03分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(加藤) では、何か終わりという感じなのですが、ちょっと見ていたら予算の計上額が29年と30年度で、わずかですけれども、予算額が変わっている部分を見つけたのですけれども、その中のいい例が、まず特定健診の中での特定健診審査委託料とか、あとその下の指導の分だとかが何か減額になっていますよね。健診率を上げると言いながら、実績がないということでそういう予算計上になっているのかわからないのですけれども、その理由を、あとその上の、それは健診でなくて保養施設利用者、これも減額になったりしています、あと脳ドックの検査奨励助成金というの。減額になった理由を教えてください。

(国保年金課長) まず、特定健診の委託料につきましては、平成29年度1億6,451万6,000円、30年度につきましては1億3,045万6,000円ということで減少しております。要因としては、被保険者の減少というのがあるのですが、実は平成29年度、これ各年度で健診の目標値というのを持っております。これを計上していたという部分、逆に返すと平成28年の決算においては9,600万という実数値になっておりますので、より実績に近い数字というのを計上させていただいたのが平成30年度ということになっております。保健指導につきましては、ごらんとおり、実は平成28年の決算ではおよそ560万、600万という形になりますけれども、指導等についてこちらのほうで精査、委託業者の都合もあるので、より一層の指導の勧奨だとか取り組み強化という部分で仕様を変えさせていただきました。その結果、この金額を30年度については計上させていただいていると。この分ですが、4月からいわゆる特定保健指導の2期分というのですか、その部分と、及び10月以降の初期指導分というような形でこちらの金額を計上させていただいているところです。

あと脳ドック、保養所等、こちらにつきましては、やはり被保険者が減少しているという部分、利用率が悪くなっているということではないのですけれども、被保険者が少なくなっているという状況を鑑みまして、昨年29年度より少ない予算の計上をさせていただいているということになっております。

以上です。

（加藤）では、前年度の実績に基づいてということですが、その実績が先ほどの健診率が43%ぐらいというふうな理解でまずよろしいのですか、特定健診の受診率が。実績がそうだとということで、予算上は上げるけれども、率は上げていきたいけれども、そういうことで、これだけあればもっと効率も上がる予算の内容であるという理解でよろしいわけですか。

保養所の関係なので、被保険者が減少しているという、やはり後期の方がいらっしゃって、亡くなる率も多くなるといっているのはあるのでしょうか。実際に使うこと、そういうことがあるということを知り得ていないという、そういう実態はないのでしょうか。実際に使うこと、そういうことがあるということを知らないというふうな、そういうことといっているのはないのでしょうか。よく前は、例えばグラウンドゴルフに1泊で遠征旅行とか、そういう行ったりなんかして、その人たちがやっぱり1泊じゃちょっときつから、1泊をやめているという、実際そういう話も聞いているのです。大体このグループがどこに1泊でグラウンドゴルフをやりに行くのにこの保養所は、保養所というか、利用できる場所に泊まるとかというふうなこと聞いて、まだ1回使っていない人はこれ使えるんでみたいな、その分安く行けるのだみたいなことで、1泊で行っていたのがだんだん高齢になる中で、もう1泊ではきつから、1泊旅行はやめようという、そういう話も実際聞いてはいるのですけれども、そういう人はやはり年の関係で仕方ないと思うのですが、利用することすら知らないというふうな、どうやってそれ知るかというのは、行政としても知っているか知らないかというのどこで知るかというのはちょっと難しいかもしれないのですけれども、そういう啓蒙的なものといっているのはどんなふうに行っているのですか。

（国保年金課長）広報等で周知をさせていただくというのが1点。それと、毎年発行させていただいている国保だよりの中でうたわせていただく。ホームページもそういった形になっております。保養所につきまし



ては、実は年によって利用率というのが多少上下しております、やっぱり寒い時期とかになると行かないという部分、猛暑になるとやはり控えるという部分があるので、天候による増減というのがあります。平成20年度までは1,000件を超える利用があったのですが、実は28年度の実績は1,000件を下回っております。これは、天候によるという部分もありますし、被保険者が減少しているというのも1つあるかと思えます。保養所については、各種団体等を通して利用しているという実績もありますので、こちらについてはちょっと変動する可能性があるという形では見ております。一方、脳ドックや人間ドック等については、社会保険から国保に入られた方というのはそれなりの健診を受けている実績等があるので、ここ数年やっぱり伸びているというような実情にはあります。いずれにしましてもこういった保健衛生の普及事業につきましても、皆様にいかに知っていただくというのが重要だと思っておりますので、引き続き周知のほうについては工夫を凝らして実施させていただければと思っております。

以上です。

(芝寄) 1点だけ、済みません。歳入の4款2項基金繰入金について、ちょっとこの説明とこれの今後についてご説明お願いできますか。

(国保年金課長)今回基金繰入金という形で1億5,000万を計上させていただいております。今回条例改正等において運営基金として名称も変えてということになっておりますけれども、今後の基金の運用につきましては、どうしても法定外の繰り入れとリンクして考えなくてはいけない課題と感じております。引き続きこの基金、平成29年度末では5億6,000万程度になりますので、そのうち1億5,000万を30年度に取り崩しをして、31年以後積み上げればというところと、あと取り崩しを幾らしていくかというところにおいてまた法定外の繰り入れ等、検討していかなければならないというふうに感じております。いずれにしろ国保の運営については、従前は医療費をもとに論議していたところなのですが、国保事業費納付金という形で県から示される金額をもとにいかに同日で示される標準保険税率を参考に運営していくかというのが今後の国保の特別会計

の検討課題というふうに考えておりますので、いずれにいたしましても今ある現状、法定外に頼らず運営していく方法を何らかの形でということであれば、この基金をワンクッション置くような形で取り組んでいくという中で、貴重な財源としては、今後補助金も含めて幾らもらえればこちらのほうに積めるといふ部分もありますので、運用を図っていきたいと思っております。

以上です。

（金澤）歳出のほう、平成30年の歳出のほうの真ん中辺のほうに保健事業費の中にがん検診の運動教室とか、その中にデータヘルス計画作成事業業務委託とあるでないですか、1,139万4,000円。これ債務負担行為になっていて、平成28年から29年、1,000万というような形で、データ分析に基づく効率的な保健事業を目指すという形で、ある程度本格的な稼働になっているかなというふうに思うのだけれども、これ債務負担行為で28年、29年、今回30年で1,139万4,000円という予算なのだけれども、進捗状況と、あとこれのデータヘルスの目標値って何かあるのかな。いつまでにどの程度までやるとか、そういう目標値というのはある。そういうのはないのかな。その辺だけちょっと聞きたい。

（国保年金課長）予算にありますデータヘルス計画作成業務委託、平成30年、1,139万4,000円ですか、29年度に500万円というのがあります。その下のほうをちょっと見ていただいて、実は……

（金澤）実施計画作成業務。

（国保年金課長）はい、実施計画あわせて。合計すると2,139万4,000円という金額になります。現在のところ、そのデータヘルスの実施計画と第3期の特定健康診査実施計画、こちらについては章立てをして一冊にまとめて、今製本の段階まで進んでいるということになります。では、なぜ30年度にまたそのデータヘルス実施計画あるかと言われますと、これ委託の中で継続してデータ分析、いわゆるつくっただけだと何もならないということになりますので、その評価の部分及び30年度に保健事業の一部をやっていただくということで計上させていただいています。何をやるかというのは、今後ある程度論議するところなのですが、おおむ

ね例えば医療費通知の中で今の疾病状況をどういうふうに示していくのかという部分も含めて保健事業の部分を、一翼をちょっと30年度に行っていただくという部分です。

先ほどのお問い合わせの目標値というのがありましたけれども、特定健診については実施率を平成35年までに60%にするというのが国の特定健診のガイドライン上に載っております。現在鴻巣市については43を超える数字になりますので、これを45、50という形で伸ばしていくというのが1つの課題というふうに考えておりますが、データヘルスの実施計画自体は、目標年次というか、今回については数値の目標ということではなくて、あくまでもPDCAサイクルに基づいた評価を行って改善して、そういうのを回していきなさいということになります。当然現在あらわれている鴻巣市のデータでいいますと、高血圧が多いだとか、新生物、いわゆるがんが多いだとか、そういったような症状もありますが、そういったものを分析をして、では何をやるのということになってきますので、その取り組み自体をどういうふうに効率よく回していくかということになりますから、結果的には高血圧の人が少なくなっていればいいとは思いますが、その数値目標というのが特段示されているということはありません。

（金澤）そうしますと、確認なのですが、このデータヘルス計画というのは今年度で一応計画は作成が終わりますよと、来年度以降はその運用ですよと、それはPDCAサイクルで簡潔にローリングしていきますよという解釈でいいのね。

以上、わかりました。

（国保年金課長）そのとおりです。基本的には、データヘルス計画は今年度末に、こちらが素案という形でありますけれども、今議会の終了のときに一緒にほかの計画とあわせて配付させていただくことになっております。30年度については、その事業の部分、データの分析も含めて継続して委託をしているところでございます。

以上です。

（金澤）以上です。

(加藤) 済みません。人間ドックのことなのですけれども、先ほど特定健診の中にもっと項目をふやす考えないかみたいなことで、今のところは考えていないみたいなことだったのですけれども、人間ドックの内容で、私たまたまことし初めて受けたのです。そのときに、人間ドック内容でなくてオプション的なことで希望すればできますということで、オプションで本来なら1万円だけれども、5,000円でできますよということで、行ったときに、では、お願いしますということで受けたのです。そうしましたら、それ内容がよく、どこをどうするのかわからなかったのですが、エコーかけて、検査結果を聞いた中で、それこそ膵臓が大丈夫です、胆管も胆のうも大丈夫ですとあって、そこまでの検査がそのことをやることによってできたのです。なので、それこそ人間ドックに、名目、名前ちょっと忘れてしまったのですが、何というのか、今突然に思い出したので言っているのですけれども、そういうものをやっぱり入れた中で、膵臓なんていうのは本当にもう自覚症状がなければわからないと。よく腰が痛い、背中痛いというので、ではとってしたら膵臓が悪いとかと、よく膵臓がんだとかという話聞きます。エコーをやることでそこまで本当にわかるのであれば、やっぱりせつかく人間ドックを受ける方にとってそこまでの内容をぜひ入れてほしいと思いついて言っているのですけれども、ぜひ考えてほしいと思うのですが、検討する余地があるかどうかをお聞きします。

(委員長) 超音波検査ですね。

(国保年金課長) 人間ドックにつきましては、基本的に簡易人間ドックという中で、市内の医療機関については自己負担を1万1,000円、そのほかについては直接こちらのほうにという部分がございます。市外については、検診項目も違うのですけれども、それに準じたものであれば同様な形で償還払いという形をとらせていただいているところなのですが、検診項目につきましては今のところ、医師会との調整等もありますので、項目数については、今後の課題だとは思いますが、早急に検査項目をふやすということではなくて、とりあえず検診を実施していただくことからPRのほうをさせていただければと思っております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(諏訪) 今回の当初予算に反対の討論をさせていただきます。

特にグラフの入ったものを見て、なるほどなというふうに思いました。市民がどういうふうに今回の制度改正を感じるかというところ、歳入の分で、29年度と30年度、国民健康保険税で、金額で見ると下がってはいるのですが、割合で見るとパーセンテージ上がっています。要するに保険税を払う市民への負担がふえるというところで歳入が賄われているというふうに思います。そして、先ほども保険者努力支援でしたっけ、保険者努力支援分、インセンティブをつけてと、各保険者同士がいろいろな施策を持ちながらいかに医療費を下げるかというところに加算されていくという、この制度そのものも本当に国民の命と健康を守るような仕組みになっていないなという気がするのです。とりわけ保険税が、今特に年金で暮らしている方々にとってみれば年金がどんどん、どんどん引き下がっていく中で、やっぱり税負担というのはとても大きいのです。こういった中で、本来健康であるための食生活までもが脅かされる、そういった中でいかに健康でいなさいよと言われてもなかなか難しいなという実感も込めまして、この予算に反対といたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第51号 平成30年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後4時23分)



(開議 午後4時38分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第53号 平成30年度鴻巣市介護保険特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(諏訪) では、歳出のほうで何点かお聞きしたいと思います。

今、済みません、介護保険の期間、有効期間というのは最低が半年でしょうか。そして、最高が2年でしょうか。そこだけ先に。済みません。

(長寿いきがい課長) そのとおりでございます。

(諏訪) そうしましたら、上のほうからなのですけれども、介護認定にかかわる調査の費用というところがございますけれども、介護申請をして認定に至るその件数をちょっとまず先に。

(長寿いきがい課長) 平成28年度の情報になりますけれども、細かくお話をしたほうがよろしいですか、新規とか。それとも……

(諏訪) 更新もありますね。

(長寿いきがい課長) はい。

(諏訪) 細かくお願いいたします。

(長寿いきがい課長) では、新規が1,127件、更新が2,499件、区分変更が418件で、合計が4,044件でございます……転入がありました。済みません。転入も入れて4,044件でございます。

(諏訪) そうしますと、総務費のところの介護認定審査調査費、3項ですか、の介護認定調査費というところで5億5,031万1,000円という予算

額が出ていますけれども、そうしますと28年度の4,044件をもとに計算されたのがこの金額ということでしょうか。

(長寿いきがい課長) 平成30年度予算は、平成29年度の予算と、それから平成30年度から更新業務が全て原則2年に変わります。そこを見込みまして計算をしておりますので、若干予算の伸びが抑えられる形になっております。

以上です。

(諏訪) 区分変更が418件、28年度あったということなのですが、これは大きく状態が変化して、そのご本人や家族などの申請のもとに区分の変更があったということによろしいですか。

(長寿いきがい課長) そのとおりでございます。

(諏訪) 済みません。細かいところで申しわけありませんが、主治医の意見書料というのが1件につきお幾らでしょうか。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後5時01分)



(開議 午後5時03分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(長寿いきがい課長) 申しわけありません。主治医意見書料なのですが、在宅と、それから施設での新規、継続でちょっと違うものですから、平均で……新規の在宅が5,000円、在宅の継続が4,000円、それから施設の新規が4,000円、施設の継続が3,000円という数字になります。

(諏訪) そうしますと、いわゆる介護保険サービスを使う入り口である認定にかかわる費用が、今度は有効期間が2年に延びるということで、先ほども若干トータルとしては予算を抑えられるということなのですが、在宅の方、それから施設の方のいわゆる更新にかかわる比率、認定の比率、ですから更新になります……いいです。済みません。

(委員長) 諏訪委員、質問しているのですか。

(諏訪) ごめんなさい。今の質問取り消します。済みません。

(委員長) 続けてください。

( 諏訪 ) はい、ありがとうございます。

そうしまして、あとは予防の支援事業のほうなのですけれども、これもサービスを、要するに総合事業のほうのサービスを使うということで申請をされない方もいらっしゃるという数字がこの下のほうの審査支払手数料にかかわってくるのかなと思うのですけれども、基本チェックリストでサービスにつなぐ方というのは去年の1年、平成29年でどのぐらい件数がありましたでしょうか。

( 長寿いきがい課長 ) 申しわけありません。チェックリストと、それから要支援1の方がどれくらい使ったかというのが別々の資料が出ていないのですけれども、サービスを使った方という件数でしたらあるのですけれども、デイサービスという形、基準緩和型のサービスで518件、94人の方が利用しております。基準緩和型の訪問介護に関しましては、利用件数ゼロでございます。

( 諏訪 ) そうしますと、総合事業のほうの緩和サービスで訪問介護をお使いにならない方がいなかったということですが、実際にはもう事業者としては手挙げをしているところがあるというふうに伺っておりますけれども、これは何か原因といたしますか、考えられることは何でしょうか。

( 長寿いきがい課長 ) 1つには、まだ周知が行き届いていないというのがあると考えております。やはりヘルパーさんの事業に関しましては、今までの相当サービスのほうをケアマネジャーさんもお勧めすることが多いものがございますから、どうしても基準緩和の訪問相当サービスは受けていただけない状態になっていると考えております。ですので、長寿いきがい課としましては、いろんなところでPRをしておりまして、特に民生委員さんであるとか、それからケアマネジャーの研修会にはこの事業のPRをしているところです。

以上です。

( 諏訪 ) 新たに平成29年から始まった総合事業なのですけれども、訪問介護はまだ一度も利用がないということで、なかなか検証が難しいかと思うのですけれども、通所のほうではもう既に94名の方が利用されてい



てということなのですが、おおむねこの総合事業に対しての利用者さんの満足度といいますか、費用も含めてのそういったことは、要するにプランを立てているケアマネジャーのほうから何か報告がありましたでしょうか。

(長寿いきがい課長) 申しわけありません。まだそこら辺の検証はしていません。

以上です。

(諏訪) 30年の予算が総合支援事業費のほうが大きく伸びるような予算立てとなっておりますけれども、どのようなことで、済みません、この大きく伸びるという予想ができたのでしょうか。

(長寿いきがい課長) 新しい総合事業が平成29年度に始まったのですけれども、その前までに要支援の認定をとっていた方というのが順次切れていくこととなります。今年度末までに基本的には全ての方が新しい総合事業側に移行するので、平成30年度の更新、認定、新規も含めた介護の申請に関してはこちらのサービスを使うことになるので、大きくサービス費が伸びているという考え方になります。

以上です。

済みません。補足させてください。平成29年度中は、まだ要支援1、2の方は相当サービスではなくて介護予防サービスのほうを使っていたのです。ですので、総合事業側からは支給をしておりません。それが順次切りかわって、この地域支援事業側に切りかわって行って、30年度はもう完全にその方たち全てが地域支援事業側になりますので、平成29年度よりさらに大きな費用が発生しているということになります。

以上です。

(諏訪) わかりました。そうしますと、平成29年度の要支援1、2の方々は介護給付費で予防給付ということで取り扱っていたということでしょうか。

(長寿いきがい課長) そのとおりでございます。

(諏訪) 平成30年度から、そうしますと介護給付費ではなく地域支援事業費のほうで市のほうの予算が組まれているのですけれども、利用され

る方々で利用料について何か変化がありますでしょうか。

（長寿いきがい課長）まず、介護予防相当サービスにつきましては、介護予防と同じ費用、同じ単価ですので、ここに関しては変更はありません。基準緩和型のサービスに関しましては、介護予防サービスの8掛け程度の費用でつくっておりますので、そちらに関しましては費用全体が抑えられますし、それから利用者の自己負担も幾らか抑えられる形になっていると考えております。

以上です。

（諏訪）わかりました。そうしますと、基準緩和型のサービスを、平成30年からは大いにそちらのほうにという案内をする予定でしょうか。

（長寿いきがい課長）いえ、案内をするのではなくて、やはりその方、その方の適したサービスというのがございますので、それはケアマネジャーさんとご本人、ご家族が考えて、どちらのサービスを選択するかということになると思います。市といたしましては、多様なサービスがありますよという提供の体制だけ整えるという形になると思います。

以上です。

（諏訪）そうしますと、今回の予算は緩和型サービスと相当サービスのパーセンテージはどういった感じが出されたものなのでしょうか。

（長寿いきがい課長）申しわけありません。こちらでの費用は出しておりませんので、ちょっと後で計算をしてご報告させていただきたいと思っております。

（諏訪）昨年から介護保険のサービスの限度額というものが上がりました。ここにも書かれていますが、44万6,400円まで上がったということなのですが、かつても限度額いっぱい使う方というのは、それぞれの段階で使う方というのは多くはなかったと思うのですが、限度額を例えば超過するようなサービスの利用がある方とかはいらっしゃるのでしょうか。

（長寿いきがい課長）利用限度額を超えますと、完全に自己負担ということになるので、当長寿いきがい課のほうのシステム上では情報は来ないものですから、その方がどうなっているかというのは、ちょっと申し

わけない、わからないところになります。

以上です。

（諏訪）最後に、済みません、地域ケア会議というものが予算に入っているかと思うのですけれども、地域ケア会議というのは年に何回ぐらい開催されて、そこでどんなことをお話をされているのか伺いたいと思います。

（長寿いきがい課長）平成29年度から始めたのですけれども、国のモデル事業ということで、ことし自立支援型地域ケア会議という形で進めております。9月から始めまして、ことしの3月までで7回開催しております。来年度は、これを毎月、月1回、12回開催する予定でございます。以上です。

（諏訪）そこで、7回開催されたということなのですが、毎回毎回テーマとかは変わって、いわゆる自立支援をどうするかという、そういったことでお話をされているのでしょうか。それと、参加される方々というのはどういった方々なのかということをお伺いしたいと思います。

（長寿いきがい課長）この自立支援型地域ケア会議なのですけれども、ケアマネジャーが作成したケアプランを、今までは同じケアマネジャーや市役所がいろいろ評価をしていたのですが、今度は栄養士、薬剤師、理学療法士、それから作業療法士等の方たちの意見を加えて、このような形でケアプランを組めば、もっとこの方は介護を必要としないで自立した生活ができるのではないですかというようなものを毎回毎回、会議というよりも検討していく場になります。ですので、毎回ケアプランを4つつくりまして、それを評価していく。それに参加する方たちとしては、包括であるとかケアマネジャーであるとか、それから市内の事業所の方たちがそれを見学して、自分たちのサービスの提供にも参考にさせていただくという、そういう会議になります。

以上です。

（諏訪）そうしますと、ある一つのテーマがあって、そのプランを要するにつくってみて、それでいろんなところからチェックをしながら、もっと自立支援になるようなプランにするためにはこういったものがない

のではないかという、そういうケースの検討というような感じによろしいのでしょうか。

(長寿いきがい課長) 個々のケースでの検討になりますので、ただそれを参考に皆さん方が自分のプランにも反映していただければというふうなスタンスで行っております。

以上です。

(諏訪) そのケース、実在するものではなく架空のもので考えるということによろしいのでしょうか。

(長寿いきがい課長) いえ、全て実在の方のプランを持ち寄りまして、いろんな方がいろんな意見を、もう少しこうしたらいいのではないかというような意見を出すという場になります。

以上です。

(諏訪) 以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 5 時 1 8 分)



(開議 午後 5 時 1 8 分)

(副委員長) 休憩前に続きまして会議を開きます。

(川崎) それでは、同じく歳出のところで何点か伺いたいと思います。事業自体が今度地域支援事業のほうにということで、介護予防サービスだったり今度は新たに地域支援事業のほうに組みかえるということもあり、増減で見ても介護サービス等も軒並み減っているわけなのですが、その中でちょっと何点かお聞きしたいことがあります。それは、介護予防サービス等諸費の中で介護予防福祉用具購入費と介護予防住宅改修費につきまして、これ予算組みが前年よりも減っております。このサービス自体が地域支援事業費にはならないと思うわけなのですが、この減額でつける理由について伺います。

(副委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後 5 時 2 0 分)



(開議 午後 5 時 2 2 分)

(副委員長) 休憩前に続きまして会議を開きます。

(長寿いきがい課長) 介護サービス等諸費のほうでも同じなのですが、居宅介護福祉用具購入も居宅介護住宅改修も同じように落ちております。これは、先ほどご説明した 6 期の 7 期の計画での差異でございます。6 期計画ではこれはもう少し住宅改修費等が伸びるといふふうに予測をかけて計画をつくって予算化しておりました。今回 7 期では現在の実績から予算をつくってございまして、その部分で落差が出ているものでございまして、決して給付費を削っているものではございません。以上です。

(川崎) では、大体毎年同じぐらいの利用があると見込んでいるのか伺います。

(長寿いきがい課長) おのおのの給付費は確実に伸びております。大体 3 % から 5 % 程度の伸びがありますので、逆に言うと 6 期の予測がちょっと大き過ぎたのかなというところだと思います。

以上です。

(川崎) それでは、3 款の地域支援事業費の中で、3 項の包括的支援事業任意事業費の 1、2、3、4 につきましては、包括支援センター 5 カ所に対しての支援……

(何事か声あり)

(川崎) 失礼、失礼。1、2、3 番までは地域包括支援センター 5 カ所についての支援という内容だったかと思うのですが、それについてももう少し詳しく知りたいのですが。もう少し詳細をお聞きいたします。

(長寿いきがい課長) まず、総合相談事業でございますけれども、各包括に一般の方または家族の方等がいろいろな全ての相談をすることを、第 1 段階としては地元の包括に相談してくださいとこちらでも誘導しておりますので、全ての相談はまず包括に行くという話になります。それから、権利擁護事業は、一番多いのが虐待関係の相談というか、包括のほ

うからこちらに回ってくるものもございますし、包括のほうで虐待案件があった場合には定期的にその方のうちへ行って安全、安心を見守っているということになります。それから、包括的継続的ケアマネジメントに関しましては、これは介護予防のほうの事業との関連も出てくるのですけれども、ケアマネジャーと連携をとりながら包括のほうが指導をしていくということになりますので、ケアマネジャーの指導的役割というふうにご理解いただければと思います。

以上です。

（川崎）当然ながら予算措置も29年度より伸びているわけですので、今後ますます包括支援センターの役割が重要になってくるということかと思えますけれども、そのように認識しているということでもよろしいでしょうか。

（長寿いきがい課長）役割は重要になっていますが、もう一つの要因としまして、吹上地区のほうでやっています吹上苑、それから馬室地区を担当していますまむろ翔裕園、ここが来年両方とも1名ずつ増員になります。さらに、これはこちらでの委託料算定に当たりましては包括に対しては職員配置ということで委託をかけているのですけれども、看護師または保健師、それから社会福祉士、それから主任介護支援専門員を必置ということでやっているのですが、その方たちの給料分が幾らか上昇しているということで、その部分の上昇も平成30年度は見込んで委託料が上がっております。

以上です。

（川崎）そうしますと、最初の答弁で説明のときに包括支援センター5カ所ということでしたけれども、実際にはこの2つがふえるということをお考えますと、予算組みとしましては包括7カ所についてという意味ですか。

（長寿いきがい課長）人のお話でございます。5カ所なのでございますけれども、そのうちの2カ所には人を1人ずつ増員していくと。なおかつ、ほかのところに関しても職員の人件費が上がっているのです、その人件費の増加分を見込んで委託料を計算しているという形になります。

以上です。

(副委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後 5 時 2 7 分)



(開議 午後 5 時 2 7 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(諏訪) 本当に介護保険サービスがどんどん、どんどん難しくなっていてまっていて理解に苦しいところがあるのですが、1つは制度そのものが昨年大きく変わって、今回のこの地域支援事業費、大きく膨らむ予算となっておりますけれども、要支援1、2の方々のいわゆる介護保険からの給付を外していく、それを今度は市の財政で賄っていくということの初年度だと思われるのです。そういった中で、介護保険料も上がるのです、これが。実際に市民の方々からは、本当に介護を使わなくてもいいように元気であるのだけれども、そういう人まで介護保険料を納めなければならないのだよねとかよく言われまして、いざ介護が必要となったときにサービスの利用料も高いというところでは、国が行う国家的詐欺だと、これは政府側の方も言っているぐらい、実際に事故があったときの保険なのに、事故があっても保険が使いづらいというところでは、予防の地域支援事業が大きく動いていく中でこういった予算にせざるを得ないというところで、済みません、反対をいたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第53号 平成30年度鴻巣市介護保険特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号 平成30年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後5時36分)



(開議 午後5時36分)

(副委員長) 休憩前に続きまして会議を開きます。

(川崎) それでは、表をいただきました。参考ということで載っている表から質問をいたします。

鴻巣市の後期高齢者の1人当たり医療費の状況について、平成25年度から平成28年度が載っております。また、順位につきましても高い順からということで載っているわけでありましてけれども、順位、高い順からいたしますと県の中ではずっと63市町村のうち41番目とか47番目とか、そんなふうになっております。また、1人当たりの医療費というところから見ますと、平成28年度を見てみましたときに、平成27年度よりは下がっている状況です、1人当たりの医療費に換算しますと。この辺の要因というのでしょうか、平成25年度から平成28年度まで見て、この辺の推移についてどのように分析をしていらっしゃるのか伺います。

(国保年金課長) こちらに示しました1人当たりの保険料につきましては、広域連合から示された数値をそのまま暦年で表示をさせていただいているところです。医療費、27年度に比べて29年度が下がった要因とい



うことがございますけれども、こちらにつきましては薬剤の要因が一つには大きいというふうに説明を聞いております。新型薬、オプジーボとか抗がん剤のものだとかというのが医療単価のほうが、評価というか、高額医薬品の再算定というものが通常行われるのですけれども、前倒しで行われたという結果を受けて大幅に引き下がったということを知っております。1粒8万円というものが5万円程度に下がったとか、そういった要因に基づいて、これ後期だけではなく国民健康保険でも言えていることなのですが、そういった新薬の再算定が行われた結果、引き下がっている要因にはなっているというふうに説明を受けております。以上です。

（川崎）そうしますと、肺炎球菌のことはまたちょっと違うのですか。肺炎球菌ワクチンのことについては、こちらのほうになりますか。

（国保年金課長）済みません、肺炎球菌というちょっと説明は受けてはいないのですが、これ鴻巣だけではなく、ごらんとおり県平均としても下がっている状況にありますので、基本的には広域連合の説明では新薬の薬価改定の部分が大きいというふうには聞いております。肺炎球菌については、大変申しわけないですが、説明はちょっと受けていないので、ご説明のほうはちょっとできない状況です。申しわけありません。以上です。

（川崎）そうしますと、いずれにしても少子高齢化がどんどん進んでいる中で、この後期高齢者に限ったことではありませんけれども、国保もそうですし、介護保険もそうですし、社会保障全体を捉えていったときに、どんどん、どんどん右肩上がりになっているというのは、これは現実であると思います。そこに向けて何とか1人当たりの料金、費用を抑えようということ、難しいシステムというのでしょうか、いろいろ計算も大変な中やっていると申しますけれども、そういう社会保障全体で見えていく中での市の努力というのでしょうか、そこについて今後どのようなことを努力していかなければならないというふうに考えているのか伺います。

（国保年金課長）確かに後期高齢者の被保険者数はここ数年でかなりの

勢いで上がっているというのが事実です。制度発足時に比べると1.56倍ぐらいの被保険者がふえていると。また、2025年問題を抱えてどういうふうに取り組んでいくかというのが一つの課題というふうに考えています。そういった中で、国保もそうですけれども、後期高齢者についてもデータヘルス計画というのは実は広域連合で作成をしているところです。これは、各保険者のほうで抱える悩みというのも当然あるかと思うのですが、国保でいえば一保険者として取り組むのではなくて、介護と連携をするなり、衛生部門と連携をするなりという形で取り組むと。いずれは国保と。また、後期についてはいずれは皆さんが後期になるのだということで、国保のほう及び介護のほう、データヘルスだけではないのですが、地域包括の中でいかにデータを提供して取り組んでいくか。ただ、残念なことに国保にしる後期高齢にしる、衛生部門といういわゆる保健師なりの指導部門というのは実は持っておりません。この部分をどういうふうにするかというのが1つあるかと思います。基本的には、国保のほうで受診勧奨や特定保健指導という形、これ委託のほうで行っておりますけれども、そういったところに結びつけるのか、またそれは被保険者だけの話になりますので、全市民にどういうふうに知らせていくかという部分であれば、他のところとの連携というのは当然必要になってくるということになります。

また、後期については、実は保健指導という部分が余りないということになります。これは、広域連合が保健事業自体の実施に当たってやはり単独で動くことが非常に難しいと。市町村への協力依頼というのも当然ありますけれども、まずは保健指導というよりは受診につなげたいというところで、実は国民健康保険では特定健診から特定保健指導という形でつながるのですけれども、後期については健康診査から例えば指導というところまではつなげないで、受診という形の中で取り組みを進めるというような話になりますが、いずれにしる今後どのように進んでいくかというのは、目指すところは国保にしる後期にしる、介護も恐らくそうだと思うのですけれども、被保険者の方の健康増進だとかという形になるかと思っておりますので、ほかの部署も含めて連携を図って取り組んでい

きたいと思っております。

以上です。

(川崎) 以上です。

(副委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後 5 時 4 4 分)

---

(開議 午後 5 時 4 4 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第56号 平成30年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計予算について、  
原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了しました。

なお、会議録の調製及び委員長報告書の作成につきましては委員長に一任願います。

これをもちまして、文教福祉常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後 5 時 4 5 分)